

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業
(第一工区)
実施方針(案)

令和4年8月

浜田市

目 次

第 1 事業の目的及び内容に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 実施方針（案）に関する事項	7
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 事業者の募集及び選定の方法	8
2 募集及び選定のスケジュール	8
3 募集手続き等	9
4 応募者の備えるべき提案資格要件	10
5 契約候補者の選定	16
6 提示条件	17
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1 事業者の責任ある履行について	19
2 本市と事業者の責任分担	19
3 業務の要求水準	19
4 事業者の責任の履行に関する事項	19
5 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）	19
第 4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1 協議方法に関する事項	22
2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項	22
第 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項	23
2 契約解除等の方法に関する事項	23
第 6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1 法制上の措置に関する事項	24
2 税制上の措置に関する事項	24
3 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
第 7 その他の事項	25
1 情報の公表	25
2 本事業の事務局	25

添付書類

別紙 1：リスク分担表（案） 26

別紙 2：位置図 28

様式 1：実施方針（案）等に関する質問書

様式 2：実施方針（案）等に関する意見書

第 1 事業の目的及び内容に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設の種類

公共下水道の管渠等

(3) 公共施設の管理者

浜田市長 久保田 章市

(4) 事業の目的

浜田市（以下、「本市」という。）では、汚水処理人口普及率が令和 2 年度末で 48.5%と島根県内で 2 番目に低く、早期に未普及解消を図る必要がある。

本事業では、設計・施工を一括して発注するデザインビルド（以下、「DB」（Design Build）という。）方式を導入することにより、民間事業者（以下、「事業者」という。）の優れた企画力・技術力を活用し、下水道未普及地域の早期解消と管渠等整備費のコスト縮減を目指すことを目的とする。

(5) 事業の概要

ア 事業予定地

所在地：島根県浜田市殿町外（詳細は別紙 2 を参照）

事業区域：浜田処理区（約 77ha（全体））のうち、第一工区約 31ha

イ 施工対象施設

本事業の施工対象施設の概要を表 1 に示す。また、施工対象施設の設計条件を表 2 に示す。

表 1 施工対象施設の概要

区分	工種	数量	備考
土木構造物	開削工	約 7,792m	φ 75～450mm
	自然流下	約 5,380m	
	圧送	約 2,412m	
	推進工	約 1,987m	φ 150～300mm
	自然流下	約 1,934m	
	圧送	約 53m	
機械・電気設備	マンホールポンプ	4 基	設計のみ

表 2 施工対象施設の設計条件

項目	詳細設計条件
管径、工法及び延長	開削工法 ϕ 75～450mm：約 7,792m
	推進工法 ϕ 150～300mm：約 1,987m
特殊構造物	耐震設計：有 マンホール形式ポンプ場(2 次製品)(4 基)
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3 回程度
施工方法等の比較検討	有 a) 管路の掘削工法 b) 軌道横断(1 箇所)※、河川横断(4 箇所)
耐震計算（応答変位）	有
耐震設計	レベル 1 地震動、レベル 1 及び 2 地震動
設計条件補正	有（下水道用設計標準歩掛表による）
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

※本事業には鉄道横断を行う予定箇所がある。業務着手後は速やかに鉄道事業者と協議し、横断位置・管種・管径・計画高等の検討を行うこと。

(6) 事業方式の概要

本事業は、下水道の管路等の設計・工事監理業務及び建設工事を一括して行う DB 方式により実施する。

(7) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

ア 設計・工事監理業務

- ・ 調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等）
- ・ 詳細設計業務（機械・電気設備工事を含む）
- ・ 移設協議
- ・ 関係機関協議
- ・ 工事監理業務

- ・ 住民説明補助
- ・ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設工事

- ・ 下水道工事（機械・電気設備工事を含まない）
- ・ 近隣対応・対策業務
- ・ 関係機関協議
- ・ 住民説明補助
- ・ 周辺環境調査対策
- ・ 本事業に伴う各種申請等業務
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね下表のとおりとするが、事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能とする。

表 3 事業期間

時期	本事業の業務内容
令和 5 年 3 月頃	基本協定の締結
令和 5 年 4 月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和 5 年 4 月頃	詳細設計の着手
令和 6 年 3 月頃※	詳細設計の完了 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃～ 令和 10 年 3 月頃※	下水道の管渠等の建設工事、工事監理期間 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 10 年 3 月頃	本事業の終了期限

(9) 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、下水道法等のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても適宜参照すること。また、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

ア 法令・条例等

- (ア) 下水道法
- (イ) 水道法
- (ウ) 水質汚濁防止法
- (エ) 道路法
- (オ) 道路交通法
- (カ) 河川法
- (キ) 建築基準法
- (ク) 都市計画法
- (ケ) 消防法
- (コ) 測量法
- (サ) 環境基本法
- (シ) 土壌汚染対策法
- (ス) 毒物及び劇物取締法
- (セ) 大気汚染防止法
- (ソ) 悪臭防止法
- (タ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (チ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ツ) 電気事業法
- (テ) 電気用品安全法
- (ト) 電気工事士法
- (ナ) 電気通信事業法
- (ニ) 有線電気通信法
- (ハ) 公衆電気通信法
- (ホ) ガス事業法
- (ヘ) 高圧ガス保安法
- (ハ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ヘ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ホ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (マ) ダイオキシン類対策特別措置法
- (ミ) 労働基準法
- (ム) 労働安全衛生法
- (メ) 労働者災害補償保険法
- (テ) 建設業法

- (ヤ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (ユ) 個人情報保護法
- (ヨ) 製造物責任法
- (ラ) 条例等
 - a. 島根県環境基本条例
 - b. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 - c. 浜田市公共下水道条例
 - d. 浜田市公共下水道条例施行規則
 - e. 浜田市下水道事業の施行に伴う損害補償要綱
 - f. 浜田市下水道事業公共ます設置要綱
 - g. 浜田市公共下水道事業に係る私道内排水管敷設事業実施要綱
- (リ) その他関連法令、条例等

イ 要綱・基準等

- (ア) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (イ) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (ロ) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (ハ) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (ニ) 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- (ホ) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (ヘ) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (ト) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (チ) トンネル標準示方書・同解説（土木学会）
- (リ) 水理公式集（土木学会）
- (ニ) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (ロ) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (ハ) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (ニ) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (ロ) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (カ) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (フ) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (ツ) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (テ) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (ト) 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- (チ) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）

- (ニ) 日本工業規格 (JIS)
- (ク) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説 (日本建築学会)
- (ケ) 土木 CAD 製図基準 (土木学会)
- (コ) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
- (カ) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (キ) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル (日本下水道新技術機構)
- (ク) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領 (案) 解説書 (日本下水道事業団)
- (ケ) 建設工事公衆災害防止対策要綱 (国土交通省)
- (コ) 島根県公共工事共通仕様書
- (カ) 島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (キ) その他関連要綱、基準及びマニュアル等

2 実施方針（案）に関する事項

(1) 実施方針（案）等に関する質問・意見の受付

実施方針(案)及びそれらの添付書類(以下、「実施方針(案)等」という。)に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。なお、本市の判断により、質問及び意見を提出した事業者に対してヒアリングを行うことがある。

○提出方法：ホームページに掲載している実施方針(案)等に関する質問書（様式1）及び意見書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に送付すること。なお、メールのタイトルは「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区） 実施方針(案)等に関する質問・意見」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○提出先：浜田市上下水道部下水道課
電話：0855-25-9641
電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

○提出期限：令和4年9月9日（金）正午 必着

(2) 実施方針（案）等に関する質問・意見への回答

実施方針（案）等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問及び意見を提出した事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、同事業者の権利、誹謗・中傷、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年9月16日を目途に公表するが、個別の回答は行わない。

なお、質問及び意見を提出した事業者の企業名等は公表しない。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の選定方法は、事業者の下水道整備に関する能力やコスト縮減及び事業の継続性・安定性等のノウハウや創意工夫を評価する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

日 程	内 容
令和4年8月10日	実施方針（案）等の公表
令和4年8月10日～ 令和4年9月9日	実施方針（案）等に関する質問の受付期間
令和4年9月16日	実施方針（案）等に関する質問の回答
令和4年9月下旬	実施方針等の公表
令和4年10月上旬	募集要項等の公表
令和4年10月上旬～ 令和4年11月上旬	募集要項等に関する質問の受付期間
令和4年11月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答
令和4年12月上旬	参加表明書等の受付
令和4年12月中旬	資格審査結果の通知
令和5年1月中旬	提案書類の受付
令和5年2月下旬	提案書類の審査・ヒアリング
令和5年3月上旬	契約候補者の決定・公表
令和5年3月下旬	基本協定書の締結
令和5年4月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和6年4月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定

3 募集手続き等

(1) 募集要項等の公表

令和4年10月上旬に本市のホームページで募集要項等を公表し、提案上限価格を提示する。

公募開始の後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、募集要項等において提示する。

(2) 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業のプロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）に、本事業に関する参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書等の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

(3) 提案書類の受付

参加表明書を提出した者のうち、提案資格確認通知を交付した者に対し、募集要項等に基づき見積書及び提案書類の提出を求める。

なお、見積書及び提案書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

4 応募者の備えるべき提案資格要件

4-1 応募者等の構成

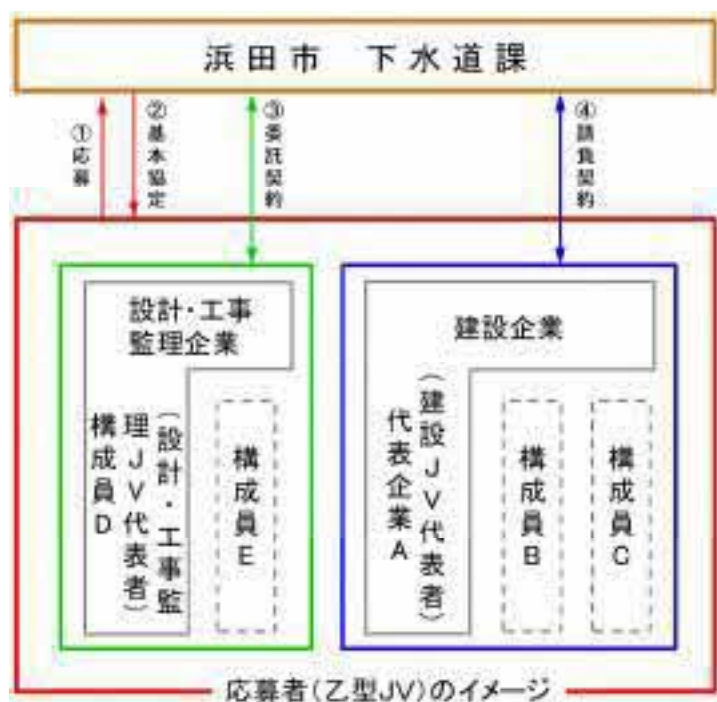
(1) 応募者の定義

応募者の構成については、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は、本市の求める性能を備えた公共下水道の管渠等の設計・工事監理、建設工事を実施することができる企画力、技術力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループとする。応募者は、代表企業を定め、それ以外の企業は構成員とする。
- (イ) 応募者は、公共下水道の管渠等の設計・工事監理を行う企業（以下、「設計・工事監理企業」という。）及び建設工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）により構成される。
- (ロ) 設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれ単体企業とすることも、複数の企業による共同企業体（以下、「JV」（Joint Venture）という。）とすることも可能とする。
- (ハ) 建設 JV 代表者は、出資比率が建設 JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- (ニ) 同一企業が設計・工事監理企業、建設企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

(2) 代表企業の定義

- (ア) 代表企業は、応募者の建設企業の中から定めるものとする。建設 JV の場合は、建設 JV 代表者とする。



※設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれJVを組成して契約を締結することができる。

(以下、「設計・工事監理JV」「建設JV」という。)

※設計・工事監理JV及び建設JVは、いずれも甲型JV（共同施工方式）とし、浜田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（以下、「JV要綱」という。）に基づき、契約手続きを実施すること。なお、構成員の数及び出資比率等についてはJV要綱に基づき、応募者の提案に委ねる。

(3) 代表企業の選定

(ア) 応募者は、代表企業を定め、参加表明時の提案資格確認書類にて明らかにする。

(イ) 代表企業は、応募手続きや契約候補者となった場合の契約協議など本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負う。

(4) 代表企業及び構成員の構成要件

建設企業（建設JVの場合は、代表者及び構成員）は、設計・工事監理企業の業務を実施することはできないものとする。設計・工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 建設企業が、設計・工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。

(イ) 建設企業が、設計・工事監理企業の資本総額の50%を超える出資をしている。

(ウ) 建設企業の役員が、設計・工事監理企業の役員を兼ねている。

(5) 複数応募の禁止

応募者の代表企業、構成員及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者（下記①、②）は、他の応募者の代表企業及び構成員になることはできない。

① 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4-2 応募者の提案資格要件

(1) 共通の提案資格要件

応募者は、募集要項等の公表日（以下、「公募開始日」という。）において、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- (ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。
- (エ) 浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した以下の者及びこれらの者と資本関係又は人的関係のある者。
 - ・ 株式会社建設技術研究所【アドバイザー業務受託企業名】
- (カ) 選定審査会（「第 2 5 契約候補者の選定」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(2) 代表企業及び構成員の個別提案資格要件

応募者の代表企業及び構成員は、公募開始日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

ア 設計・工事監理企業

設計・工事監理企業は、単体企業又は設計・工事監理 JV とする。単体企業で応募する場合には次の (ア) から (カ) までの要件をすべて満たすこと。

設計・工事監理 JV を組成する場合は、設計・工事監理代表者は(ア)から(エ)までの要件を、その他の設計・工事監理構成員は(ア)から(イ)の要件をすべて満たしていることとし、(カ)の要件は設計・工事監理代表者又は設計・工事監理構成員のいずれかが満たしていること。

- (ア) 令和 4～6 年度浜田市建設工事等入札参加者資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「土木関係建設コンサルタント下水道部門」に登録されていること。
- (イ) 設計・工事監理企業は、公募開始日において、本社又は営業所を浜田市内に有すること。
- (ウ) 設計・工事監理企業（設計・工事監理 JV の場合は、設計・工事監理代表者）は、詳細設計業務の管理技術者を 1 名、工事監理業務の管理技術者を 1 名配置すること。（詳細設計業務の管理技術者と工事監理業務の管理技術

者は兼務可とする。)

- (エ) 詳細設計業務の管理技術者及び工事監理業務の管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 条）の技術士（上下水道部門：下水道又は総合技術監理部門：下水道）の資格を有する者であり、設計・工事監理企業と公募開始日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（管理技術者の途中交代は、業務継続に支障のある疾病又は退職等やむを得ない場合を除き、認めない。）
- (オ) 過去 15 年間（平成 19 年 4 月 1 日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠詳細設計業務を元請として完了した実績を有していること。

イ 建設企業

建設企業は、単体企業又は建設 JV とする。単体企業で応募する場合には次の（ア）から（オ）の要件をすべて満たしていること。建設 JV を組成する場合は、建設 JV 代表者及び建設 JV 構成員は次の（ア）から（エ）の要件をすべて満たし、（オ）の要件は建設 JV 代表者又は建設 JV 構成員のいずれかが満たしていること。

- (ア) 資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、下記のとおり格付されていること。
 - a 単体企業の場合は、A 等級に格付けされていること。
 - b 建設 JV の場合は、建設 JV 代表者の場合は A 等級とし、建設 JV 構成員は A 等級又は B 等級に格付けされていること。
- (イ) 建設企業は、公募開始日において、建設業法に規定する主たる営業所（本社）を浜田市内に有すること。
- (ロ) 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。
- (ハ) 配置する監理技術者等は、建設企業と公募開始日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
 - a 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
 - b 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
 - c 建設 JV 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者とし

て本市との窓口役となるとともに、建設 JV 構成員の監理技術者等を総括すること。

- (オ) 過去 15 年間（平成 19 年 4 月 1 日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠工事を元請として竣工した実績を有していること。なお、JV として有する工事实績については、出資比率 20%以上（2 社の場合は 30%以上）の場合に限る。

(3) 公募開始日以降の取扱

提案資格を有すると認められた応募者の代表企業及び構成員が、公募開始日以降に提案資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (ア) 公募開始日から契約候補者決定日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができる。
- (イ) 契約候補者決定日の翌日から設計・工事監理業務委託契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約を締結できる。
- (ロ) 設計・工事監理業務委託契約の締結日の翌日から建設工事請負契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は設計・工事監理業務委託契約の解除並びに建設工事請負契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と建設工事請負契約の締結及び建設工事請負契約を締結できる。

4-3 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

提案書類に関する著作権及び特許権等の取り扱いは、次に示すとおりとし、提出書類の返却は行わない。

ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は事業提案書の全部又は一部を無償で利用できる。

また、契約に至らなかった応募者の事業提案書については、本事業の公表以外には原則として使用しない。ただし、本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 20 号）に基づき、公開することができる。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出後の提出書類の追加・修正及び再提出は原則認めない。

カ 使用言語及び単位・時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 契約候補者の選定

(1) 選定審査会の設置

本事業における契約候補者の選定については、技術提案に基づいた「公募型プロポーザル方式」により行うものとし、「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）民間事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）を設置して審査する。

(2) 契約候補者の決定

本市は、選定審査会により、契約候補者を決定する。

ア 契約候補者の公表

本市が契約候補者を決定した場合は、審査の結果をホームページで公表する。

イ 審査結果の無効

提案資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が選定された場合には、その審査結果は、無効とする。

6 提示条件

(1) 契約の締結等

ア 契約手続き

本事業の契約手続きのフローは下図のとおりである。本市と契約候補者が基本協定を締結したのち、設計・工事監理業務を本市と設計・工事監理企業が委託契約を締結する。建設工事は、詳細設計の成果に基づき、工事の数量を確定した上で、本市と建設企業が請負契約を締結する。

事業期間中は、年度ごとに出来高に応じて設計変更し、支払いを行う。また、前払金及び中間前金払等については、委託契約書及び請負契約書により支払いを行う。

なお、本市は、契約手続きに際しては、応募条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、契約書の文言の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

契約内容の解釈について疑義が生じた場合には、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計・工事監理業務委託契約書または建設工事請負契約書に定める具体的な措置に従うこと。

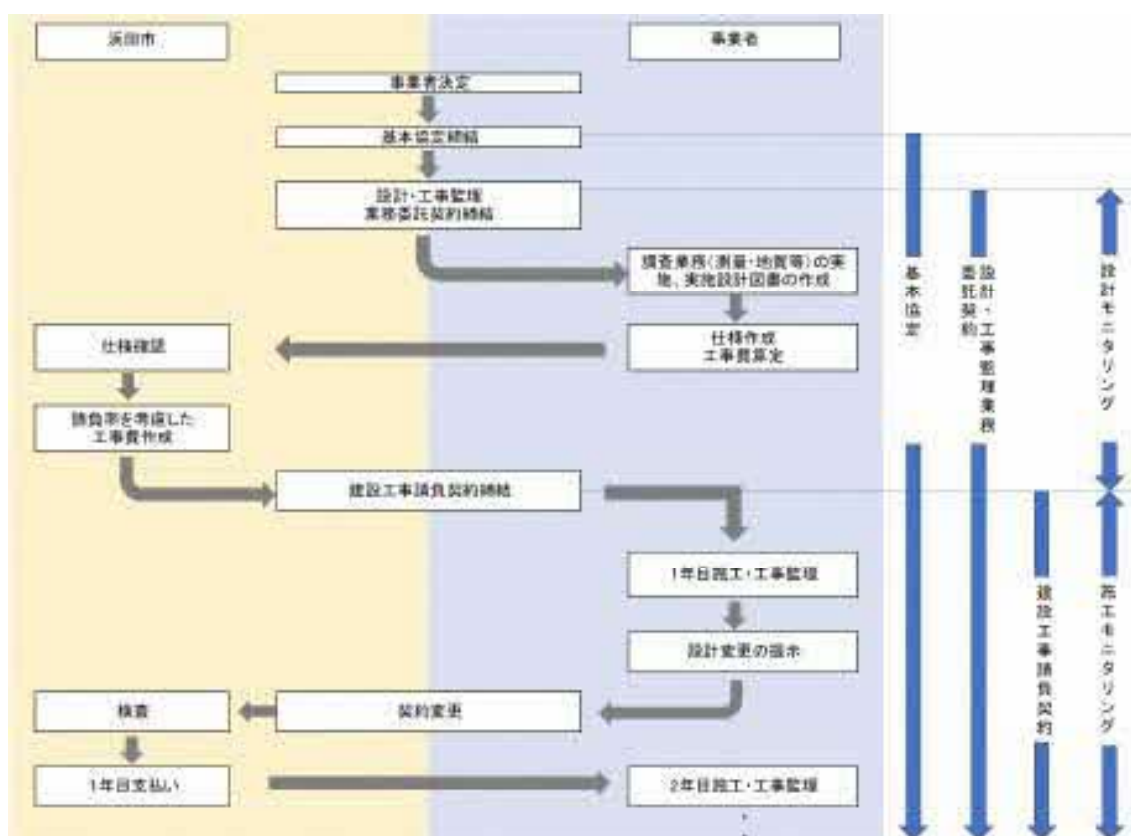


図 契約手続きのフロー

イ 契約の締結

本市は、契約候補者と募集要項等に基づき契約締結に関する協議を行い、令和 5 年 4 月頃に設計・工事監理業務の複数年一括契約を締結することを予定している。また、詳細設計の完成後、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額に対し、工事を行う建設企業との複数年一括契約を締結することを予定している。

ウ 違約金の支払い

契約候補者は、本市と基本協定書並びに設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約を締結しない場合、違約金として応募時に提案した設計・工事監理業務委託及び建設工事請負契約の合計の提案価格の 100 分の 10 に相当する金額を支払うこととする。

エ 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任ある履行について

事業者は、基本協定書、設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

2 本市と事業者の責任分担

本事業における責任分担の考え方は、本市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、調査・設計・建設工事の責任は、事業者が担う業務の範囲において、原則として事業者が責任を負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別紙1「リスク分担表（案）」に示すとおりとする。なお、詳細事項については、実施方針（案）等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、設計・工事監理業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）において提示する。

3 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、公募時に公表する要求水準書において提示する。

4 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、設計・工事監理業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）に従って責任を履行することとする。

契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、履行保証保険等による事業期間中の履行保証を行うこととする。なお、詳細については、募集要項等において提示する。

5 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）

本市は事業者が要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本事業の実施状況の確認は次の（1）から（3）までのとおりである。

(1) モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、設計・工事監理業務委託契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

ア 着手時（共通）

- (ア) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の着手前に設計・工事監理業務及び建設工事に関する工程表、業務計画書及び工事計画書を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の進捗状況を本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

イ 設計・工事監理業務

- (ア) 事業者は、必要に応じ資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、詳細設計の完了時にセルフモニタリングを実施後、設計・工事監理業務委託契約書及び要求水準書に定める図書を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、提出する設計図書は、本市の確認及び事業者と協議する相当な期間を設け、積算や工事施工等に支障のないものとする。

ウ 建設工事

- (ア) 事業者は、建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- (イ) 事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

(2) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングに係る費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(3) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者が実施する設計・工事監理業務及び建設工事の実施状況が設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。

第4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 協議方法に関する事項

契約内容の解釈について、本市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行う。

協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定、方法及び期間等、その他具体的措置については公募時に公表する設計・工事監理業務委託契約書及び建設工事請負契約書に規定する。

2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所浜田支部を第一審の専属所轄裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに契約の規定に従い次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の設計・工事監理及び建設工事の品質が要求水準書及び提案内容に基づき契約時に定められる水準を下回る場合、その他設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。
- (イ) 事業者が当該期間内に是正をすることができなかったときは、本市は、契約を解除することができる。
- (ロ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は契約を解除することができる。
- (エ) 上記の規定により本市が契約を解除した場合、事業者は本市に生じる損害を賠償する。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。
- (イ) 上記の規定により事業者が契約を解除した場合、本市は事業者に生じる損害を賠償する。

(3) 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

(4) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難になった場合

契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うこと。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置に関する事項

本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。

2 税制上の措置に関する事項

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

第7 その他の事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、原則として、ホームページにおいて公表する。

2 本事業の事務局

公募及び契約に関する本事業の事務局は下記のとおりである。

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市上下水道部下水道課整備係

電話番号：0855-25-9641

FAX：0855-22-2628

電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.hamada.shimane.jp>

別紙１：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政リスク	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●
11		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
19	環境問題リスク	調査、設計、建設における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
20	物価変動リスク	物価変動に伴う費用の増減（一定範囲以内）		●
21		物価変動に伴う費用の増減（一定範囲を超える部分）	●	
22	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
23		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
24	不可抗力リスク	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設に係る費用の増加その他の損害	●	▲
25	募集・契約段階	公募関連書類の誤り	●	
26		募集費用リスク		●
27		資金調達リスク	本市が必要な資金の確保に関するもの	●
28			契約段階での資金調達の不調	●
29		契約締結リスク	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●
30			事業者事由による契約締結の遅延、締結不能	●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
31	測量・調査リスク		本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
32			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
33	設計リスク		本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
34			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
35	地下埋設物		予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
36	土地の瑕疵		土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
37	工事費用増大リスク		建材費や人件費等の上昇	▲	●
38			事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
39			提示条件の誤りや追加指示など、市の事由による費用の増大	●	
40	工期遅延リスク		本市の事由による工期の遅延	●	
41			事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
42	損害リスク		事業者の事由による工事目的物の損害		●
43			本市の事由による工事目的物の損害	●	
44	施工管理リスク		工事監理の不備によるもの		●
45	一般的損害リスク		設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

浜田市公共下水道
浜田処理区整備事業（第一工区）
要求水準書（案）

令和4年8月

浜田市

目 次

第 1 章 総則	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 用語の定義	1
第 2 章 一般事項	3
1 施工対象施設	3
2 事業の概要	4
第 3 章 基本条件	6
1 関係法令及び基準・仕様等	6
2 一般事項	9
3 契約不適合責任	20
第 4 章 本業務に関する要求水準	22
1 要求水準における基本的な考え方	22
2 基本的事項に関する要件	22
3 性能に関する要件	27
4 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）	29

第1章 総則

1 要求水準書の位置付け

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、浜田市（以下、「本市」という。）が、事業者を求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）であり、応募者の事業提案の前提条件や本市としての仕様を記載したものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）（以下、「本事業」という。）に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、本市は事業者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。本市によるモニタリングにより事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置を行うことがある。

なお、要求水準書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において遂行すること。

2 用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「応募者」とは、本事業の公募型プロポーザルに応募する設計・工事監理企業及び建設企業をいう。
- (2) 「設計・工事監理企業」とは、公共下水道の管渠等の設計・工事監理を行う企業をいう。
- (3) 「建設企業」とは、公共下水道の管渠等の建設工事を行う企業をいう。
- (4) 「提案書類」とは、本事業の公募型プロポーザルで応募者が提出する技術提案書類をいう。
- (5) 「契約候補者」とは、選定審査会による審査を経て、本市が決定した応募者をいう。
- (6) 「事業者」とは、本事業の契約を締結する者をいう。
- (7) 「DB方式」とは、本事業で採用する設計・施工の一括発注方式（Design Build）をいう。
- (8) 「年度」とは、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する1年をいう。
- (9) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関

の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

- (10)「提案上限価格」とは、基本設計をもとに本市が算出した本事業の事業費をいう。
- (11)「基本設計」とは、提案上限価格を算定するために本市が実施した設計をいう。
- (12)「詳細設計」とは、本事業で設計・工事監理企業が実施する、施工対象施設の詳細設計業務をいう。
- (13)「工事監理」とは、本事業で設計・工事監理企業が実施する施工対象施設の工事監理業務をいう。
- (14)「建設工事」とは、本事業で建設企業が実施する管渠等の工事をいう。
- (15)「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- (16)「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- (17)「確認」とは、事業者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを本市が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、本市は資料の修正若しくは追加資料の提出を求めることができる。
- (18)「承諾」とは、事業者が本市に対して書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、本市が書面により業務上の行為に同意することをいう。
なお、承諾は事業者の責任による設計・工事監理及び工事をあくまでも本市の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は、本市の同意なくして次の工程に進むことができない。
- (19)「指示」とは、本市が事業者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

第2章 一般事項

1 施工対象施設

本事業の施工対象施設の概要を表1に示す。また、施工対象施設の設計条件を表2に示す。

表 1 施工対象施設の概要

区分	工 種	数 量	備考
土木構造物	開削工	約 7,792 m	φ75～φ450mm
	自然流下	約 5,380 m	
	圧送	約 2,412 m	
	推進工	約 1,987 m	φ150～φ300mm
	自然流下	約 1,934 m	
	圧送	約 53 m	
機械・電気設備	マンホールポンプ	4 基	設計のみ

表 2 施工対象施設（下水道）の設計条件

項目	詳細設計条件
管径、工法及び延長	開削工法 φ 75 ～ φ450 mm : 約 7,792m
	推進工法 φ150 ～ φ300 mm : 約 1,987m
特殊構造物	耐震設計：有 マンホール形式ポンプ場(2次製品)(4基)
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3 回程度
施工方法等の比較検討	有 a) 管路の掘削工法 b) 軌道横断(1箇所)※、河川横断(4箇所)
耐震計算（応答変位）	有
耐震設計	レベル 1 地震動、レベル 1 及び 2 地震動
設計条件補正	有（下水道用設計標準歩掛表による）
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

※本事業には鉄道横断を行う予定箇所がある。業務着手後は速やかに鉄道事業者と協議し、横断位置・管種・管径・計画高等の検討を行うこと。

2 事業の概要

(1) 事業の目的

本市では、汚水処理人口普及率が令和 2 年度末で 48.5%と島根県内で 2 番目に低く、早期に未普及解消を図る必要がある。

本事業では、DB 方式を導入することにより、事業者の優れた企画力・技術力を活用し、下水道未普及地域の早期解消と管渠等整備費のコスト縮減を目指すことを目的とする。

(2) 事業者選定方式

事業者の選定方法は、事業者の下水道整備に関する能力やコスト縮減及び事業の継続性・安定性等のノウハウや創意工夫を評価する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(3) 事業方式

本事業は、下水道の管路等の設計・工事監理業務及び建設工事を一括して行う DB 方式により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね表 3 のとおりとするが、事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能とする。

表 3 事業期間

時期	本事業の業務内容
令和 5 年 3 月頃	基本協定の締結
令和 5 年 4 月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和 5 年 4 月頃	詳細設計の着手
令和 6 年 3 月頃※	詳細設計の完了 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃～ 令和 10 年 3 月頃※	下水道の管渠等の建設工事、工事監理期間 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 10 年 3 月頃	本事業の終了期限

(5) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、施工対象施設の設計・工事監理及び建設工事であり、その概要は、表 4 のとおりである。また、対象範囲の路線詳細は、貸与する図面等を参照すること。

表 4 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業 務	備 考
設計・ 工事監理 (委託)	調査業務	設計・施工に必要な場合は、測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等を行う。
	詳細設計業務	表 1 に示す施工対象施設の設計を行う（機械・電気設備工事を含む）。
	移設協議	設計・建設工事に必要な埋設管等の移設協議を実施する。
	関係機関協議	河川、鉄道などの管理者協議に必要な資料を作成し、協議を実施する。
	工事監理業務	表 1 に示す施工対象施設のうち、土木構造物の工事監理を行う。
	住民説明補助	設計に必要なます位置調査を実施し、地元住民への事業説明を行う。
	本事業に伴う各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な書類作成について、本市と協議の上、互いに協力し作成する。
	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務を実施する。
建設工事 (請負)	下水道工事（機械・電気設備工事を含まない）	表 1 に示す施工対象施設の工事を行う。
	近隣対応・対策業務	地元住民からの問い合わせ、苦情等に対応し、対策を講じる。
	関係機関協議	河川、鉄道などの管理者協議に必要な資料を作成し、協議を実施する。
	住民説明補助	地元住民への工事説明を行う。
	周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査対策に関する事前及び事後調査を行う。
	本事業に伴う各種申請等業務	各種申請等の手続きに必要な書類作成について、本市と協議の上、互いに協力し作成する。
	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務を実施する。

第3章 基本条件

1 関係法令及び基準・仕様等

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる関係法令等を遵守すること。

(1) 法令・条例等

- (ア) 下水道法
- (イ) 水道法
- (ウ) 水質汚濁防止法
- (エ) 道路法
- (オ) 道路交通法
- (カ) 河川法
- (キ) 建築基準法
- (ク) 都市計画法
- (ケ) 消防法
- (コ) 測量法
- (サ) 環境基本法
- (シ) 土壤汚染対策法
- (ス) 毒物及び劇物取締法
- (セ) 大気汚染防止法
- (ソ) 悪臭防止法
- (タ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (チ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ツ) 電気事業法
- (テ) 電気用品安全法
- (ト) 電気工事士法
- (ナ) 電気通信事業法
- (ニ) 有線電気通信法
- (ハ) 公衆電気通信法
- (ヘ) ガス事業法
- (ロ) 高圧ガス保安法
- (ホ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ヘ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ホ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (マ) ダイオキシン類対策特別措置法

- (ミ) 労働基準法
- (ム) 労働安全衛生法
- (メ) 労働者災害補償保険法
- (モ) 建設業法
- (マ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (ミ) 個人情報保護法
- (メ) 製造物責任法
- (リ) 条例等
 - a. 島根県環境基本条例
 - b. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 - c. 浜田市公共下水道条例
 - d. 浜田市公共下水道条例施行規則
 - e. 浜田市下水道事業の施行に伴う損害補償要綱
 - f. 浜田市下水道事業公共ます設置要綱
 - g. 浜田市公共下水道事業に係る私道内排水管敷設事業実施要綱
- (ロ) その他関連法令、条例等

(2) 要綱・基準等

- (ア) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (イ) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (ロ) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (ハ) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (ニ) 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- (ホ) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (ヘ) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (ヘ) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (コ) トンネル標準示方書・同解説（土木学会）
- (セ) 水理公式集（土木学会）
- (コ) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (シ) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (ス) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (セ) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (ソ) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (タ) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (チ) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (ツ) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）

- (f) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (b) 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- (c) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- (2) 日本工業規格（JIS）
- (x) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- (y) 土木 CAD 製図基準（土木学会）
- (j) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- (h) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (t) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (7) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領（案）解説書（日本下水道事業団）
- (v) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (k) 島根県公共工事共通仕様書
- (マ) 島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (シ) その他関連要綱、基準及びマニュアル等

(3) 各許可申請・届出等

本事業に関連する関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは、表 5 のとおりである。本市が定める時期までに、事業者は必要な資料を作成し、本市又は表 5 の関係機関へ提出すること。

また、事業者は、関係機関へ提出した書類の写しを本市へ提出すること。

表 5 各種届出等一覧

区分	申請・届出の名称	提出先
道路	占用許可申請	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所浜田 国道維持出張所 島根県浜田県土整備事務所維持管理部管理課 浜田市都市建設部維持管理課
	道路使用許可申請	浜田警察署
鉄道	近接協議	JR 西日本
河川	占用許可申請	島根県浜田県土整備事務所維持管理部管理課
法定外道路・ 水路	普通河川道路等形状 変更及び占用許可申 請	浜田市都市建設部維持管理課

2 一般事項

(1) 設計業務

① 業務の対象

設計・工事監理企業は、要求水準書に規定した要求水準又は同等以上の要求水準を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。

② 業務の範囲

設計・工事監理企業は、設計業務の遂行にあたり、本市と協議の上進めるものとし、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。また、本市に対し設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。本市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。本市が設計内容に関する説明を行う場合、本市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

③ 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として設計・工事監理企業の負担とする。

④ 中立性の保持

設計・工事監理企業は、中立性を保持しなければならない。

⑤ 公益確保の責務

設計・工事監理企業は、業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

⑥ 適用基準

本業務を行うにあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。

なお、いずれも設計時点において最新版を用いるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

⑦ 設計業務体制

募集要項に示した提案資格要件を満たしていること。

⑧ 各種調査、作業内容

各種調査と作業内容は、「下水道管渠設計要領（浜田市下水道課）」（以下、本市設計要領）を参照のこと。

⑨ 参考資料の貸与

本市は、本事業に必要な関係資料等を所定の手続きにより、貸与する。

⑩ 詳細設計図書の作成

設計成果品の仕様、図面、各種計算及び数量計算作成要領は、「本市設計要領」を参照のこと。

⑪ 照査

設計・工事監理企業は、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計図書に誤りがないよう照査を実施すること。

⑫ 照査体制

設計・工事監理企業は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

⑬ 照査内容

設計・工事監理企業は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 基本設計の確認内容について
- 2) 比較検討の方法及びその内容について
- 3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- 4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等）について
- 5) 計算書と設計図の整合性について

⑭ 手続書類の提出

設計・工事監理企業は、設計業務の実施に際し、以下の書類を本市に提出し確認を得るものとする。

【業務着手時】

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 設計業務に係る管理技術者等通知書（経歴書等を添付のこと）
- (4) 職務分担表
- (5) 業務計画書
- (6) 物品借用書

【業務完了時】

- (1) 業務完了届
- (2) 成果品納品書

⑮ 設計図書の提出

設計・工事監理企業は、本市の確認を受けた後、以下の設計図書を本市に紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R または DVD-R）で2部提出する。

【設計図書】

- (1) 設計図面
 - ・ 位置図 縮尺 1/10,000～1/30,000 白焼き（A3版）

- ・ 系統図 縮尺 1/2,000～1/3,000 〃
- ・ 施設平面図 縮尺 1/300～1/500 以上 〃
- ・ 詳細平面図 縮尺 1/100～1/300 〃
- ・ 縦断面図 縮尺 縦1/100, 横1/300～1/500 〃
- ・ 横断面図 縮尺 1/50～1/100 〃
- ・ 構造図 縮尺 1/10～1/100 〃
- ・ 仮設図 縮尺 1/10～1/100 〃

(2) 流量計算書 A4版

(3) 構造計算書(耐震設計計算書を含む) A4版又はA3版

(4) 数量計算書 A4版

(5) 設計書(金入り、金抜き) 〃

(6) 報告書 〃

(7) 特記仕様書 〃

(8) 打合せ議事録 〃

(9) 設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

(10) 上記の電子成果品

⑯ 完成検査等

出来形検査及び完成検査は、以下に基づき実施すること。

【出来形検査】

(1) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、施工対象施設の設計の出来形に関する資料を作成し、本市に提出すること。

(2) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、前項の資料を対象とした出来形検査を受けること。

【完成検査】

(1) 設計・工事監理企業は、施工対象施設の完成検査の要件を満たす設計の業務完了届を本市に提出すること。

(ア) 要求水準書等示されるすべての業務が完成し、成果品を納入していること。

(イ) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を本市と締結していること。

(2) 設計・工事監理企業は、施工対象施設の設計の成果品の検査を受けること。

⑰ 留意事項

(1) 各種届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は本市に確認した上で、本市が定める時期までに設計・工事監理企業が提出すること。

(2) 建設企業との緊密な連携

設計段階から、建設企業と綿密な協議打合せを行い、より良い設計策定と円滑な工事着手に努めること。

(3) 会計検査院実地検査対応の支援

本事業は交付金事業であることから、設計・工事監理企業は本市の要求する書類を所定の時期までに本市に提出し、会計検査院実地検査対応の支援を行うこと。

(4) その他

設計業務に関する近隣対策・苦情対応及び本事業を実施する上で必要な関連業務については、設計・工事監理企業が責任をもって対応すること。

(2) 工事監理業務

① 業務の対象

設計・工事監理企業は、自ら設計した内容に基づき、管路等の工事監理を行うものとする。

② 業務の範囲

- 1) 設計・工事監理企業は、表 6 及び表 7 に示す業務内容を自己の責任において実施するものとする。
- 2) 工事の遂行にあたり必要となる工事説明会、準備調査（家屋等事前調査）などの近隣住民との対応・調整については、本市との協議の上で行うものとする。
- 3) 設計・工事監理企業は、当初及び変更に伴う工種ごとの工事費積算内訳書を作成し、本市に提出すること。なお、書式等については、本市と協議して定めるものとするが、積算内訳書の作成にあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を参考とし、すべて見積時点での最新版を適用すること。なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合、別途、本市と協議の上、適否について決定すること。

表 6 工事監理業務内容一覧（１）

業務項目	業務内容	備考
１．業務着手手続	着手手続	本市、設計・工事監理企業
２．共通業務	(1) 三者協議	本市、設計・工事監理企業、建設企業
	(2) 設計図書の確認	本市、設計・工事監理企業、建設企業
	(3) 工事内容・工程の確認	建設企業が旬報又は月報提出
	(4) 定例及び臨時会議	
	(5) 出来形の確認・出来形検査の立会	主要工種毎及び出来形時
	(6) 工事完了の確認・竣工検査の立会	
	(7) 工事関係書類の確認	建設企業が作成提出
	(8) 設計図書（当初・変更・精算）の作成	設計・工事監理企業
	(9) 各種届出・申請書の作成	設計・工事監理企業、建設企業
	(10) 地元説明会（個別訪問）の開催	必要に応じて本市も参加する。
３．仮設工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 施工（変位量の変化、推移等）の確認	建設企業が作成提出
	(3) 残置鋼材の確認	建設企業が作成提出
	(4) 濁水処理水質、排水先の確認	建設企業が作成提出
	(5) 検尺、床付けの立会い、確認	建設企業が作成提出
４．土工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 掘削工事の確認	
	(3) 埋戻し、盛土工事の確認	
	(4) 水替方法（地下水、地盤変位）の確認	
	(5) 残土処分、処分先の確認	
	(6) 基礎の出来形の立会、確認	建設企業が作成提出
５．管布設工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 管布設の確認	
	(3) マンホール位置の確認	
	(4) 出来形の立会、確認	建設企業が作成提出

表 7 工事監理業務内容一覧（２）

業務項目	業務内容	備 考
6. 推進工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 立坑位置の立会・確認	
	(3) 推進管理(寸法、規格、測量・推力)の確認	建設企業が作成提出
	(4) 注入管理の確認	建設企業が作成提出
	(5) 残土処分、処分先の確認	建設企業が作成提出
	(6) 出来形の立会、確認	建設企業が作成提出
7. 薬液注入工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 注入材の数量、ゲルタイム、P-Q 管理曲線の確認	建設企業が作成提出
	(3) 周辺環境の pH 管理の確認	建設企業が作成提出
	(4) 削孔長の確認	
	(5) 地盤改良効果の立会、確認	
8. 付帯工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 殻処分、処分先の確認	建設企業が作成提出
	(3) 支障物撤去、再設置の確認	建設企業が作成提出
	(4) 出来形の立会、確認	建設企業が作成提出
9. 業務完了手続	完了手続	本市、設計・工事監理企業

③ 中立性の保持

設計・工事監理企業は、中立性を保持しなければならない。

④ 適用基準

本業務を行うにあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。

なお、いずれも工事監理時点において最新版を用いるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

⑤ 工事監理業務体制

募集要項に示した提案資格要件を満たしていること。

⑥ 手続書類の提出

設計・工事監理企業は、工事監理業務の実施に際し、以下の書類を本市に提出し確認を得るものとする。

【業務着手時】

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施計画書

(4) 工事監理に係る管理技術者等通知書（経歴書等を添付のこと）

(5) 緊急連絡体制

【施工時】

(1) 業務記録誌

(2) 工事監理業務報告書

【業務完了時】

(1) 業務完了届

⑦ 完成検査等

出来形検査及び完成検査は、以下に基づき実施すること。

【出来形検査】

(1) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、建設企業が工事の出来形検査を受けた工種に対し、工事監理業務報告書等の出来形に関する資料を作成し、本市に提出すること。

(2) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、前項の資料を対象とした出来形検査を受けること。

【完成検査】

(1) 設計・工事監理企業は、建設企業が完成検査の要件を満たした工事完成届に基づき、実施した工事監理業務の業務完了届を本市に提出すること。

(ア) 工事監理仕様書等に表示されるすべての業務が完成していること。

(イ) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を本市と締結していること。

(2) 設計・工事監理企業は、建設企業が提出した工事完成届に基づき実施した工事監理の業務内容等の検査を受けること。

(3) 建設工事

① 建設工事の対象

建設企業は、設計・工事監理企業が設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

② 建設工事の範囲

(1) 建設企業は、工事を自己の責任において実施するものとする。

(2) 建設工事にあたり、必要となる工事説明会などの近隣住民との対応・調整については、本市と協議の上、行うものとする。

(3) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、建設企業が自己の責任において行うものとする。

(4) 建設工事に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については建設企業の負担とする。建設企業は、本市と協議の上、工事着手前

に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、本市に提出するものとする。

- (5) 建設企業は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事を実施するものとする。
- (6) 建設企業は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- (7) 建設企業は、本市に対し、現場代理人等を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、本市は、工事の進捗状況及び内容について、随時建設企業に確認できるものとする。
- (8) 建設企業は、近接するその他の工事との調整を率先して行い、円滑に工事を実施すること。
- (9) 建設企業は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、本市へ報告すること。
- (10) 公共ますは、本市の承諾書類の確認及び関係者との立会後に設置すること。

③ 適用基準

建設工事を行うにあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。

なお、いずれも工事施工時点において最新版を用いるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

④ 施工体制

募集要項に示した提案資格要件を満たしていること。

⑤ 工事関係書類の提出

【着工時】

- (1) 工事着手届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人及び主任（監理）技術者等届（資格者証等を添付のこと）
- (4) 建設業退職金共済制度証紙購入確認書等
- (5) 建設労災補償共済等加入確認書
- (6) 労働保険加入確認書
- (7) 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）

【施工中】

- (1) 各種試験結果報告書
- (2) 各種出荷証明
- (3) 工事履行報告書

【完成時】

- (1) 工事完成届
- (2) 完成図書（出来形管理図表、品質管理図表等）

- (3) 工事写真（着工前及び完成写真、施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真、安全管理写真）
- (4) 完成写真（着工前及び完成写真）
- (5) 各種検査試験成績書
- (6) 紙マニフェスト方式による D 票及び E 票（写し）又は電子マニフェスト方式による電子媒体、受渡確認票等
- (7) 竣工図（工事完成図一式）

注記）

- ・ その他、法令等に基づき必要とする書類や本市が必要とする書類の提出を求めることがある。
- ・ 工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請、手続き書類は、本市と協議の上、互いに協力し作成する。

⑥ 完成検査等

中間検査、出来形検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

【中間検査】

建設工事の完成後では検査が著しく困難である場合は建設工事の途中に検査を実施することができる。

【出来形検査】

島根県公共工事共通仕様書に記載のとおりである。

管理基準値は、島根県土木工事施工管理基準（出来形管理基準）による。

【完成検査】

島根県公共工事共通仕様書に記載のとおりである。

⑦ 作業日及び作業時間について

- (1) 工事は、原則昼間作業とすること。
- (2) 夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に工事を実施する場合は、本市と事前に協議すること。

⑧ 工事の周知について

工事着手前に必ず施工方法等について、地元住民及び関係機関に説明すること。

⑨ 施工中の安全確保及び環境保全について

- (1) 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。
- (2) 工事中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に安全に留意して現場管理を行うこと。

- (3) 本事業箇所は、住宅が多く生活環境を保全する必要があるので、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
- (4) 建設工事の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。

⑩ 安全対策等について

- (1) 保育園及び小・中学校の通学路等になっている路線を工事する際には、事前に関係機関と協議し、安全確保に努めること。
- (2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること。
- (3) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項については、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行うこと。
- (4) 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、建設企業の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、本事業の工事により処理場・ポンプ場等の運転管理に支障を生じさせた場合は、本市に復旧計画書を提出し、その承諾を得た上で、建設企業の負担により速やかに復旧すること。
- (5) 安全教育及び安全訓練等を月 1 回以上実施し、その記録を書類等で整備すること。また、新規入場者には現場状況を反映した安全教育を行うこと。

⑪ 災害時の安全確保について

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、第一報を速やかに本市に報告し、その経緯を当日中に本市に報告すること。

⑫ 保険

建設企業は、工事を適正に遂行するにあたり、各種保険等に参加した場合は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを本市に提出すること。

⑬ 近隣対策

- (1) 建設企業は、自己の責任において、近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- (2) 施工方法、工程計画は工事に際し、影響がある近隣及び関係機関等に対し事前に周知すること。
- (3) 建設企業は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告すること。

⑭ 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。

⑮ 環境物品等の調達の推進について

建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めること。但し、要求水準書において示されたものは除く。

⑯ 情報セキュリティ対策について

建設企業は、建設工事を行うために必要なパソコン等の情報機器を使用するにあたり、情報セキュリティ対策を実施すること。

⑰ 工程管理及び施工管理

(1) 建設企業は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、本市に報告すること。当該報告を踏まえ、本市が行う進捗状況の確認に協力すること。

(2) 建設企業は、施工対象施設が詳細設計図書に適合するように工事を実施し、本市に対して建設工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での状況の説明を行うこと。

(3) 建設企業は、本市に工事の進捗状況を毎月報告すること。

⑱ 施工図等の提出

建設企業は、必要に応じて仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、建設工事の各段階の実施前に設計・工事監理企業に提出して確認を受けること。また、その写しを本市に提出すること。

⑲ 検査対応

建設企業は、工事を完成したときは、その旨を本市に通知し、本市は、速やかに検査を行うものとする。

建設企業は、本市の検査に合格したときは、本市の指示に従い、施工対象施設の引渡しを行う。

⑳ その他

(1) 「建設リサイクル法」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずること。

(2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度の加入について配慮すること。

(3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。

3 契約不適合責任

検査終了後、設計・工事監理企業は設計図書を、建設企業は施工対象施設を本市に対して引き渡しを行う。この場合の契約不適合責任の内容・条件は次のとおりとする。

なお、請負契約か委託契約かを問わず、いずれかの契約の契約不適合により損害が生じたと認められるものの、いずれの契約に係る契約不適合によるものであるかが明らかでない場合においては、設計・工事監理企業、建設企業の双方が当該損害に係る損害賠償責任を負うものとする。また、このような場合においては、代表企業は、速やかに且つ適法に契約不適合の状態を解消する義務を負うものとし、これに要する費用及び賠償責任の内部的な分担についても、その責任をもってこれを解決する義務を負うものとする。

加えて、設計・工事監理企業、建設企業は、それぞれ本項目に記載する責任のほか、基本協定及び契約に定める債務不履行責任を負う。

(1) 設計の契約不適合責任

- ① 設計・工事監理企業は、各年度の出来形検査後、部分引渡しを受けた詳細設計図書に係る契約不適合については、契約不適合責任期間を原則3年（故意又は重大な過失が認められる場合は10年）とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。
- ② 要求水準書、詳細設計図書及び提案書等に記載した施設の性能及び機能は、すべて設計・工事監理企業の責任において保証し、これを満足しない場合には、契約不適合責任を負うものとする。
- ③ 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、設計・工事監理企業の責任において速やかに改善すること。
- ④ 各年度の詳細設計時に提出する詳細設計図書に対して、本市がこれを確認したことをもって設計・工事監理企業の設計の契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

(2) 施工の契約不適合責任

- ① 建設企業は、各年度の出来形検査後、部分引渡しを受けた下水道工事の目的物である管路等の基本的性能に関する契約不適合については、契約不適合責任期間を原則10年とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。
- ② 路面本復旧の契約不適合責任期間は、各年度の出来形検査後、原則2年（故意又は重大な過失が認められる場合は10年）とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。但し、路面仮復旧で部分引渡しをした場合は、路面本復旧着手時までを契約不適合責任期間とし、建設企業が維持管理を行うものとする。
- ③ 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設企業の責任において速やかに改善すること。
- ④ 本市が確認、説明、報告を受けたことによって、建設企業は施工に起因する契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

(3) 契約不適合の判定・補修

- ① 契約不適合の判定に要する経費は、事業者の負担とする。
- ② 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする。

第4章 本業務に関する要求水準

1 要求水準における基本的な考え方

本事業における要求水準の考え方は、以下のとおりとする。

基本的事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計・工事監理業務、建設工事を実施するものとする。一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し、設計を行い、工事監理・建設工事を行うものとし、原則、提案に基づく内容については、設計変更の対象とはしない。但し、現場条件等の変化に伴う合理的な変更については、変更の差異に応じた合理的な調整を行うものとする。

2 基本的事項に関する要件

(1) 一般事項

- ① 建設工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に本市と協議の上、実施すること。
- ② 建設工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。
- ③ 管路施設の建設工事に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、建設企業が実施すること。
- ④ 公害・事故防止、地震などに配慮した安全設計を行うこと。
- ⑤ 建設企業は、工事着手前に道路交通法第77条第1項に規定する道路使用許可を受け、その写し及び許可条件等を本市へ提出するとともに、関係機関（消防、交通機関等）と連絡調整を図らなければならない。

(2) 事前調査

- ① 事業者は、建設工事を進める上で、必要に応じて測量調査、地下埋設物調査等の事前調査を実施すること。
- ② 事業者において、各種調査を実施する際には、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」に準拠して実施すること。

(3) 設計及び工事監理業務

- ① 本業務における計画汚水量は、表 8 のとおりである。

表 8 計画汚水量及び汚水量原単位

処理区名	計画時間最大汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	全体計画面積 (ha)	汚水量原単位 ($\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$)
浜田処理区	3,240	140.00	0.00027

- ② 排水すべき区域に対する計画汚水量に対し、必要流下能力を算定する場合の汚水管渠の余裕は、計画汚水量の 100%以上の余裕率を見込んだ上で、且つ最小管径で設定すること。
- ③ 本管の自然流下方式の場合の最小管径は 150mm とすること。
- ④ 本管の圧送方式の場合の最小口径は 75mm を標準とすること。
- ⑤ 管路の計画、設計は、「本市設計要領」に準拠すること。
- ⑥ 管路施設における耐震設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に準拠するものとし、管路施設を「重要な幹線等」と「その他管路」に区分する。本市における「重要な幹線等」は、以下に示すものを基本とし、それ以外を「その他管路」とする。
- (ア) ポンプ場、処理場に直結する幹線管路（排水面積を 20ha 以上受け持つ管路）
- (イ) 河川・軌道を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路
- (ウ) 被災時に重要な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路に埋設されている管路
- (エ) 防災拠点や避難所又は地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水を受ける管路
- ⑦ 二次製品の利用に際しては、日本下水道協会規格（公益社団法人 日本下水道協会）又は建設技術審査証明（一般財団法人 日本建設情報総合センター）を受けた資材を利用するものとし、いずれも適切な防食、防護等の劣化対策を講ずること。
- ⑧ 管路工事で使用する材料において、日本下水道協会規格と同等以上の品質を有する材料を使用する場合は、材料の試験成績書等及び製造工場の認定証明書を提出すること。工事用資機材の保管については、日本下水道協会の規定による保管方法とする。
- ⑨ 資料収集を通じて得た個人情報、は、「浜田市個人情報保護条例」による適切な管理・処理を行うこと。
- ⑩ 建設工事で発生する建設発生土は、掘削後、発生土の利用が可能か目視又は

土質試験により確認し、埋戻しの適否を本市と協議し、管路埋戻土として再利用することを基本とする。なお、再利用できない場合は、場外搬出とする。

- ⑪ 地下埋設物調査については、本市が提示した資料に加え、設計・工事監理企業が追加に必要な資料収集（最新版の確認、竣工資料の入手等）及び現地調査を必ず行った上で設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計を行うこと。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、本市と協議した上で、本市が要求する資料を速やかに提示すること。
- ⑫ 河川及び鉄道軌道の近接施工については、必要な協議資料を準備の上、速やかに近接施工に関する関係機関協議を行うこと。
- ⑬ 工事監理業務は、設計業務を通し、本市の考え方を理解した上で現場への対応を行うこと。
- ⑭ 受注時又は変更時において、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、「閉庁日」という。）を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後閉庁日を除き 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【問い合わせ先】

〒107-6114

東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号赤坂パークビル 14 階

一般社団法人日本建設情報総合センター（JACIC）

コリンズ・テクリスセンター テクリス担当

TEL：03-3505-2981、FAX：03-3505-2966

(4) 建設工事

- ① 建設工事は、建設企業の責任により実施すること。従って建設企業は、経験と技術、施工能力を十分に駆使することは勿論、作業の安全を守ることについても、十分な配慮をしなければならない。

なお、建設工事に際し、第三者に及ぼした損害や地下埋設物等の損傷、道路交通等に支障を与えた場合は、事業者の責において解決するものとする。

- ② 建設工事にあたり使用する工法、施工設備、材料等で特許等を有する場合は、その使用に係る責任は建設企業で解決しなければならないものとする。
 - ③ 建設工事の一部を他の者に請け負わす場合には、施工体系図を作成し、下請負人決定後速やかに設計・工事監理企業に提出しなければならない。
 - ④ 事業者は本市の雇用の場を確保するため、下請負人については市内業者を使用すること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、県内業者を優先すること。なお、適切に施工できる県内業者がいない特殊な工事でやむを得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面で提出のうえ監督職員の確認を受けること。
 - ⑤ 下請契約の請負代金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請契約後速やかにその写しを設計・工事監理企業に提出しなければならない。また、施工体系図には、元請並びにすべての下請契約について、工事内容、事業者、工期、主任技術者の氏名等を記載すること。
 - ⑥ 施工体制台帳及び施工体系図については、下請負人となる警備会社も記載すること。
 - ⑦ 主任技術者又は監理技術者については、施工上生じるトラブルの処理ができる者を常駐させること。
 - ⑧ 交通誘導員については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は条件変更等に伴い交通誘導員の区分、員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して設計・工事監理企業と協議するものとする。また、交通誘導員の配置についても、設計・工事監理企業と十分打合せの上決定し、交通誘導員にも工事の内容を把握させ、適切な交通誘導をさせること。また、現場配置の交通誘導員には、常時明確に視認出来る箇所に顔写真入りの名札を表示すること。
 - ⑨ 交通誘導員 A を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を設計・工事監理企業に提出するものとする。交通誘導員 B を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するものとする。
- なお、交通誘導員 A、交通誘導員 B とは、表 9 のものをいう。

表 9 交通誘導員

名称	内容
交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員。
交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの。

- ⑩ 施工に際し、ひび割れ・漏水等が生じた場合は、建設企業が責任を持って解決すること。また、被害者との折衝・和解などは、建設企業が行うこと。
- ⑪ 住民の日常生活に著しい支障をきたす被害が生じた場合は、建設企業が応急処置を行うこと。
- ⑫ 建設工事に起因して道路付属構造物が変状した場合は、修復を行うこと。なお、避け難い事由により変状が発生した場合は、建設工事にて設計変更を行う。
- ⑬ 沿線家屋の外壁及び塀等については、島根県用地調査等業務共通仕様書等に基づく家屋等事前調査（外観調査・写真撮影等）を行うこと。
- ⑭ 事前に井戸の有無を確認してから着手すること。井戸が有る場合については、地下水位の高さ・水質等の調査をし、建設工事による影響の有無を検討した上で着手すること。
- ⑮ 路面復旧は、道路管理者と協議の上、工事を実施すること。
- ⑯ 原則、交通開放は加熱合材等による舗装を行うこと。
- ⑰ 原則、路面本復旧は、管路施設等の施工後 1 ヶ月を目途に工事を実施するものとする。また、路面本復旧着手時までの維持管理は、建設企業が行うものとする。
- ⑱ 写真管理については、島根県土木工事施工管理基準（写真管理基準）による。
- ⑲ 建設工事において、施工条件の変更又は本市が変更の必要があると認める事態が生じた場合は、設計図書の変更又は施工内容の追加（又は削除）等の設計変更を行う。
- ⑳ 設計変更が伴う協議については、あらかじめ工事打合簿等の書面にて発議の上、変更内容を協議により決定するものとする。なお、書面によらない事項については、原則として、設計変更の対象としない。
- ㉑ 品質管理については、島根県土木工事施工管理基準（品質管理基準）による。
- ㉒ 建設工事に使用するコンクリート工場の選考にあたっては、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（マル適マーク取得工場）を選考すること。
- ㉓ 受注時又は変更時において、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下「閉庁日」という。）を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉

庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。変更時と工事完成時の間が 10 日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。なお、登録業務に係る一切の費用は請負代金に含まれるため、設計変更の対象としない。

【問い合わせ先】

〒107-6114

東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号赤坂パークビル 14 階

一般社団法人日本建設情報総合センター（JACIC）

コリンズ・テクリスセンター テクリス担当

TEL：03-3505-2981、FAX：03-3505-2966

3 性能に関する要件

(1) 管路施設等

ア 設計業務

- ① 管路施設は、「4-2. 基本的事項に関する要件」に示す流下機能を満足し、関係機関との占用協議が整うことを前提に、提示した基本設計を変更しても良い。
- ② 管路施設の設計を行う際には、「下水道クイックプロジェクト（国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究室）」等 に示された整備手法を十分活用し、地域特性を考慮した維持管理性に十分配慮した上で、施工性、経済性に優位な計画とすること。
- ③ 管渠の送水方式は、自然流下方式を標準とするが、圧送及び圧力方式の適用については経済性と維持管理性を総合的に考慮し決定すること。
- ④ 管路施設の占用位置は、原則公道下とする。
- ⑤ 管路の会合箇所、段差箇所、管径が変化する箇所には、原則マンホールを設置することとし、維持管理が可能であることを前提に、マンホール間隔は最大で75m（人孔中心間延長）を標準とする。
- ⑥ マンホールの設置は、住居の出入り、車両の通行等に支障のないよう、十分配慮すること。
- ⑦ 管路施設施工に伴い既設構造物を撤去、移設する際には、関係機関の承諾を得られる施工方法とすること。
- ⑧ 管路施設の基礎形式は、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を遵守することを前提に、原則自由とする。但し、地盤の性状、残置物、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を採用すること。

- ⑨ 管路施設築造に伴い多様な建設副産物が生じるため、産業廃棄物の処理方法については、詳細設計において、本市の承諾を得ること。
- ⑩ 管路施設の機能、能力は、すべて事業者の責任により確保すること。
- ⑪ 土留め工法の選考基準、掘削幅は、「本市設計要領」に準拠するものとし、これに寄り難い場合は本市と協議して決定すること。
- ⑫ 仮設工に関しては、土留壁設置による周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない計画とすること。但し、同等の性能を有する工法が複数ある場合は経済面を考慮すること。
- ⑬ ポンプ施設を設置する場合、その規模は排水すべき区域に対する計画時間最大汚水量とする。
- ⑭ ポンプ施設の形式は、原則、除じん設備がなく組立式マンホールの中に水中汚水ポンプを2 台設置したマンホールポンプとする。
- ⑮ ポンプ施設の自動通報・監視装置は、通信方式を LTE 方式とし、インターネットを利用したパソコン、スマートフォン等で監視・遠隔操作が行えるものとする。
- ⑯ 本事業範囲の上流側の第二工区の詳細設計を本事業と併行して実施するため、第二工区との工区境（浜田駅前付近）について、安全かつ、効率的に管渠とマンホールの施工ができるよう、上流側の第二工区の設計・工事監理企業と協議を行い、位置、施工方法・時期等の整合を図ること。

イ 工事施工

- ① 管路の施工方法のうち、推進工法を採用する場合は、「下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）」及び「本市設計要領」に準拠し、推進工事技士を配置すること。
- ② 建設副産物・建設発生土等の処理については、積算上最も安価な施設を選定することになるが、建設企業は、県登録施設から搬出先施設を自由に選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、設計・工事監理企業に提出しなければならない。なお、建設企業の選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

4 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）

本市は事業者が要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本事業の実施状況の確認は次の（1）から（2）までのとおりである。

（1）モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、設計・工事監理業務委託契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

ア 着手時（共通）

- （ア）事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の着手前に設計・工事監理業務及び建設工事に関する工程表、業務計画書及び工事計画書を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- （イ）設計・工事監理業務及び建設工事の進捗状況について、事業者は、本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

イ 設計・工事監理業務

- （ア）事業者は、必要に応じ資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- （イ）事業者は、詳細設計の完了時にセルフモニタリングを実施後、設計・工事監理業務委託契約書及び要求水準書に定める図書を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、提出する設計図書は、本市の確認及び事業者と協議する相当な期間を設け、積算や工事施工等に支障のないものとする。

ウ 建設工事

- （ア）事業者は建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- （イ）事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

(2) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者が実施する設計・工事監理業務及び建設工事の実施状況が設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業
(第二工区)
実施方針 (案)

令和4年8月

浜田市

目 次

第 1 事業の目的及び内容に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 実施方針（案）に関する事項	7
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 事業者の募集及び選定の方法	8
2 募集及び選定のスケジュール	8
3 募集手続き等	9
4 応募者の備えるべき提案資格要件	10
5 契約候補者の選定	16
6 提示条件	17
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1 事業者の責任ある履行について	19
2 本市と事業者の責任分担	19
3 業務の要求水準	19
4 事業者の責任の履行に関する事項	19
5 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）	19
第 4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1 協議方法に関する事項	22
2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項	22
第 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項	23
2 契約解除等の方法に関する事項	23
第 6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1 法制上の措置に関する事項	24
2 税制上の措置に関する事項	24
3 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
第 7 その他の事項	25
1 情報の公表	25
2 本事業の事務局	25

添付書類

別紙 1：リスク分担表（案） 26

別紙 2：位置図 28

様式 1：実施方針（案）等に関する質問書

様式 2：実施方針（案）等に関する意見書

第 1 事業の目的及び内容に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設の種類

公共下水道の管渠等

(3) 公共施設の管理者

浜田市長 久保田 章市

(4) 事業の目的

浜田市（以下、「本市」という。）では、汚水処理人口普及率が令和 2 年度末で 48.5%と島根県内で 2 番目に低く、早期に未普及解消を図る必要がある。

本事業では、設計・施工を一括して発注するデザインビルド（以下、「DB」（Design Build）という。）方式を導入することにより、民間事業者（以下、「事業者」という。）の優れた企画力・技術力を活用し、下水道未普及地域の早期解消と管渠等整備費のコスト縮減を目指すことを目的とする。

(5) 事業の概要

ア 事業予定地

所在地：島根県浜田市黒川町外（詳細は別紙 2 を参照）

事業区域：浜田処理区（約 77ha（全体））のうち、第二工区約 46ha

イ 施工対象施設

本事業の施工対象施設の概要を表 1 に示す。また、施工対象施設の設計条件を表 2 に示す。

表 1 施工対象施設の概要

区分	工種	数量	備考
土木構造物	開削工	約 8,443m	φ 75～150mm
	自然流下	約 8,357m	
	圧送	約 86m	
	推進工	約 2,058m	φ 150～250mm
	自然流下	約 2,058m	
	圧送	0m	
機械・電気設備	マンホールポンプ	2 基	設計のみ

表 2 施工対象施設の設計条件

項目	詳細設計条件
管径、工法及び延長	開削工法 $\phi 75\sim 150\text{mm}$: 約 8,443m
	推進工法 $\phi 150\sim 250\text{mm}$: 約 2,058m
特殊構造物	耐震設計：有 マンホール形式ポンプ場(2 次製品)(2 基)
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3 回程度
施工方法等の比較検討	有 a) 管路の掘削工法 b) 河川横断(3 箇所)
耐震計算（応答変位）	有
耐震設計	レベル 1 地震動、レベル 1 及び 2 地震動
設計条件補正	有（下水道用設計標準歩掛表による）
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

(6) 事業方式の概要

本事業は、下水道の管路等の設計・工事監理業務及び建設工事を一括して行う DB 方式により実施する。

(7) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

ア 設計・工事監理業務

- ・ 調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等）
- ・ 詳細設計業務（機械・電気設備工事を含む）
- ・ 移設協議
- ・ 関係機関協議
- ・ 工事監理業務
- ・ 住民説明補助
- ・ 本事業に伴う各種申請等の業務

- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設工事

- ・ 下水道工事（機械・電気設備工事を含まない）
- ・ 近隣対応・対策業務
- ・ 関係機関協議
- ・ 住民説明補助
- ・ 周辺環境調査対策
- ・ 本事業に伴う各種申請等業務
- ・ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね下表のとおりとするが、事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能とする。

表 3 事業期間

時期	本事業の業務内容
令和 5 年 3 月頃	基本協定の締結
令和 5 年 4 月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和 5 年 4 月頃	詳細設計の着手
令和 6 年 3 月頃※	詳細設計の完了 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃～ 令和 10 年 3 月頃※	下水道の管渠等の建設工事、工事監理期間 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 10 年 3 月頃	本事業の終了期限

(9) 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、下水道法等のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても適宜参照すること。また、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

ア 法令・条例等

- (7) 下水道法
- (4) 水道法

- (ウ) 水質汚濁防止法
- (エ) 道路法
- (オ) 道路交通法
- (カ) 河川法
- (キ) 建築基準法
- (ク) 都市計画法
- (ケ) 消防法
- (コ) 測量法
- (サ) 環境基本法
- (シ) 土壌汚染対策法
- (ス) 毒物及び劇物取締法
- (セ) 大気汚染防止法
- (ソ) 悪臭防止法
- (タ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (チ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ツ) 電気事業法
- (テ) 電気用品安全法
- (ト) 電気工事士法
- (ナ) 電気通信事業法
- (ニ) 有線電気通信法
- (ハ) 公衆電気通信法
- (ホ) ガス事業法
- (ヘ) 高圧ガス保安法
- (ヘ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ヘ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ホ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (マ) ダイオキシン類対策特別措置法
- (ミ) 労働基準法
- (ム) 労働安全衛生法
- (メ) 労働者災害補償保険法
- (メ) 建設業法
- (ヤ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (ユ) 個人情報保護法
- (ヨ) 製造物責任法

- (5) 条例等
 - a. 島根県環境基本条例
 - b. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 - c. 浜田市公共下水道条例
 - d. 浜田市公共下水道条例施行規則
 - e. 浜田市下水道事業の施行に伴う損害補償要綱
 - f. 浜田市下水道事業公共ます設置要綱
 - g. 浜田市公共下水道事業に係る私道内排水管敷設事業実施要綱
- (9) その他関連法令、条例等

イ 要綱・基準等

- (ア) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (イ) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (ロ) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (エ) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (オ) 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- (カ) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (キ) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (ク) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (ケ) トンネル標準示方書・同解説（土木学会）
- (コ) 水理公式集（土木学会）
- (ク) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (シ) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (ス) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (セ) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (ソ) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (タ) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (チ) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (ツ) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (テ) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (ト) 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- (フ) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- (ニ) 日本工業規格（JIS）
- (ハ) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- (ヘ) 土木 CAD 製図基準（土木学会）

- (/) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- (ハ) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (ヒ) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (フ) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領（案）解説書（日本下水道事業団）
- (ヘ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (ホ) 島根県公共工事共通仕様書
- (マ) 島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (ニ) その他関連要綱、基準及びマニュアル等

2 実施方針（案）に関する事項

(1) 実施方針（案）等に関する質問・意見の受付

実施方針(案)及びそれらの添付書類(以下、「実施方針(案)等」という。)に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。なお、本市の判断により、質問及び意見を提出した事業者に対してヒアリングを行うことがある。

○提出方法：ホームページに掲載している実施方針(案)等に関する質問書（様式1）及び意見書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に送付すること。なお、メールのタイトルは「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区） 実施方針(案)等に関する質問・意見」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○提出先：浜田市上下水道部下水道課
電話：0855-25-9641
電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

○提出期限：令和4年9月9日（金） 正午 必着

(2) 実施方針（案）等に関する質問・意見への回答

実施方針（案）等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問及び意見を提出した事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、同事業者の権利、誹謗・中傷、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年9月16日を目途に公表するが、個別の回答は行わない。

なお、質問及び意見を提出した事業者の企業名等は公表しない。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の選定方法は、事業者の下水道整備に関する能力やコスト縮減及び事業の継続性・安定性等のノウハウや創意工夫を評価する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

日 程	内 容
令和4年8月10日	実施方針（案）等の公表
令和4年8月10日～ 令和4年9月9日	実施方針（案）等に関する質問の受付期間
令和4年9月16日	実施方針（案）等に関する質問の回答
令和4年9月下旬	実施方針等の公表
令和4年10月上旬	募集要項等の公表
令和4年10月上旬～ 令和4年11月上旬	募集要項等に関する質問の受付期間
令和4年11月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答
令和4年12月上旬	参加表明書等の受付
令和4年12月中旬	資格審査結果の通知
令和5年1月中旬	提案書類の受付
令和5年2月下旬	提案書類の審査・ヒアリング
令和5年3月上旬	契約候補者の決定・公表
令和5年3月下旬	基本協定書の締結
令和5年4月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和6年4月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定

3 募集手続き等

(1) 募集要項等の公表

令和4年10月上旬に本市のホームページで募集要項等を公表し、提案上限価格を提示する。

公募開始の後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、募集要項等において提示する。

(2) 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業のプロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）に、本事業に関する参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書等の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

(3) 提案書類の受付

参加表明書を提出した者のうち、提案資格確認通知を交付した者に対し、募集要項等に基づき見積書及び提案書類の提出を求める。

なお、見積書及び提案書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

4 応募者の備えるべき提案資格要件

4-1 応募者等の構成

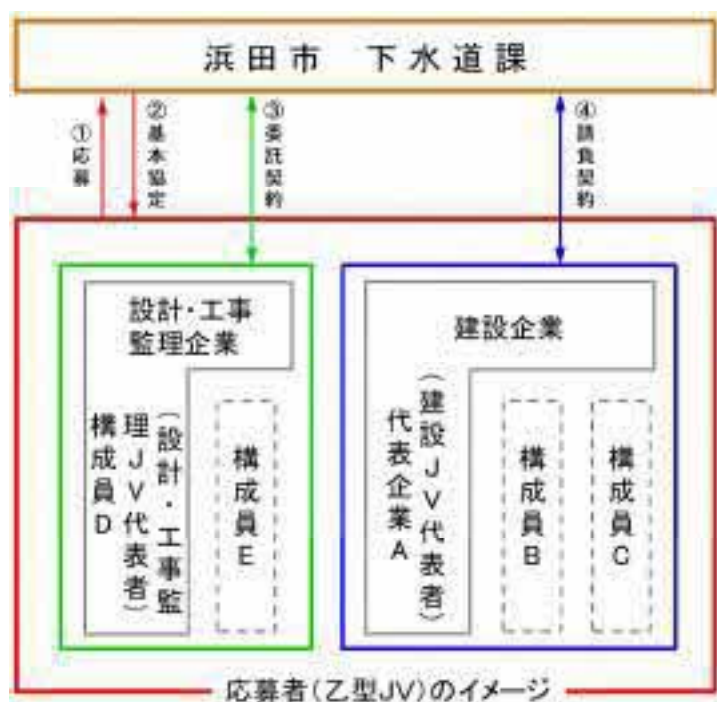
(1) 応募者の定義

応募者の構成については、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は、本市の求める性能を備えた公共下水道の管渠等の設計・工事監理、建設工事を実施することができる企画力、技術力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループとする。応募者は、代表企業を定め、それ以外の企業は構成員とする。
- (イ) 応募者は、公共下水道の管渠等の設計・工事監理を行う企業（以下、「設計・工事監理企業」という。）及び建設工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）により構成される。
- (ロ) 設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれ単体企業とすることも、複数の企業による共同企業体（以下、「JV」（Joint Venture）という。）とすることも可能とする。
- (ハ) 建設 JV 代表者は、出資比率が建設 JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- (ニ) 同一企業が設計・工事監理企業、建設企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

(2) 代表企業の定義

- (ア) 代表企業は、応募者の建設企業の中から定めるものとする。建設 JV の場合は、建設 JV 代表者とする。



※設計・工事監理企業、建設企業はそれぞれJVを組成して契約を締結することができる。

(以下、「設計・工事監理JV」「建設JV」という。)

※設計・工事監理JV及び建設JVは、いずれも甲型JV（共同施工方式）とし、浜田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（以下、「JV要綱」という。）に基づき、契約手続きを実施すること。なお、構成員の数及び出資比率等についてはJV要綱に基づき、応募者の提案に委ねる。

(3) 代表企業の選定

- (ア) 応募者は、代表企業を定め、参加表明時の提案資格確認書類にて明らかにする。
- (イ) 代表企業は、応募手続きや契約候補者となった場合の契約協議など本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負う。

(4) 代表企業及び構成員の構成要件

建設企業（建設JVの場合は、代表者及び構成員）は、設計・工事監理企業の業務を実施することはできないものとする。設計・工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 建設企業が、設計・工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。
- (イ) 建設企業が、設計・工事監理企業の資本総額の50%を超える出資をしている。
- (ウ) 建設企業の役員が、設計・工事監理企業の役員を兼ねている。

(5) 複数応募の禁止

応募者の代表企業、構成員及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者（下記①、②）は、他の応募者の代表企業及び構成員になることはできない。

① 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4-2 応募者の提案資格要件

(1) 共通の提案資格要件

応募者は、募集要項等の公表日（以下、「公募開始日」という。）において、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- (ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。
- (エ) 浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した以下の者及びこれらの者と資本関係又は人的関係のある者。
 - ・ 株式会社建設技術研究所【アドバイザー業務受託企業名】
- (カ) 選定審査会（「第 2 5 契約候補者の選定」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(2) 代表企業及び構成員の個別提案資格要件

応募者の代表企業及び構成員は、公募開始日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

ア 設計・工事監理企業

設計・工事監理企業は、単体企業又は設計・工事監理 JV とする。単体企業で応募する場合には次の (ア) から (カ) までの要件をすべて満たすこと。

設計・工事監理 JV を組成する場合は、設計・工事監理代表者は(ア)から(エ)までの要件を、その他の設計・工事監理構成員は(ア)から(イ)の要件をすべて満たしていることとし、(カ)の要件は設計・工事監理代表者又は設計・工事監理構成員のいずれかが満たしていること。

- (ア) 令和 4～6 年度浜田市建設工事等入札参加者資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「土木関係建設コンサルタント下水道部門」に登録されていること。
- (イ) 設計・工事監理企業は、公募開始日において、本社又は営業所を浜田市内に有すること。
- (ウ) 設計・工事監理企業（設計・工事監理 JV の場合は、設計・工事監理代表者）は、詳細設計業務の管理技術者を 1 名、工事監理業務の管理技術者を 1 名配置すること。（詳細設計業務の管理技術者と工事監理業務の管理技術

者は兼務可とする。)

- (エ) 詳細設計業務の管理技術者及び工事監理業務の管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 条）の技術士（上下水道部門：下水道又は総合技術監理部門：下水道）の資格を有する者であり、設計・工事監理企業と公募開始日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（管理技術者の途中交代は、業務継続に支障のある疾病又は退職等やむを得ない場合を除き、認めない。）
- (オ) 過去 15 年間（平成 19 年 4 月 1 日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠詳細設計業務を元請として完了した実績を有していること。

イ 建設企業

建設企業は、単体企業又は建設 JV とする。単体企業で応募する場合には次の（ア）から（オ）の要件をすべて満たしていること。建設 JV を組成する場合は、建設 JV 代表者及び建設 JV 構成員は次の（ア）から（エ）の要件をすべて満たし、（オ）の要件は建設 JV 代表者又は建設 JV 構成員のいずれかが満たしていること。

- (ア) 資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、下記のとおり格付されていること。
 - a 単体企業の場合は、A 等級に格付けされていること。
 - b 建設 JV の場合は、建設 JV 代表者の場合は A 等級とし、建設 JV 構成員は A 等級又は B 等級に格付けされていること。
- (イ) 建設企業は、公募開始日において、建設業法に規定する主たる営業所（本社）を浜田市内に有すること。
- (ロ) 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。
- (ハ) 配置する監理技術者等は、建設企業と公募開始日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
 - a 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
 - b 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
 - c 建設 JV 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者とし

て本市との窓口役となるとともに、建設 JV 構成員の監理技術者等を総括すること。

- (オ) 過去 15 年間（平成 19 年 4 月 1 日から公募開始日まで）の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠工事を元請として竣工した実績を有していること。なお、JV として有する工事实績については、出資比率 20%以上（2 社の場合は 30%以上）の場合に限る。

(3) 公募開始日以降の取扱

提案資格を有すると認められた応募者の代表企業及び構成員が、公募開始日以降に提案資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (ア) 公募開始日から契約候補者決定日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができる。
- (イ) 契約候補者決定日の翌日から設計・工事監理業務委託契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と基本協定書及び設計・工事監理業務委託契約を締結できる。
- (ウ) 設計・工事監理業務委託契約の締結日の翌日から建設工事請負契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は設計・工事監理業務委託契約の解除並びに建設工事請負契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と建設工事請負契約の締結及び建設工事請負契約を締結できる。

4-3 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

提案書類に関する著作権及び特許権等の取り扱いは、次に示すとおりとし、提出書類の返却は行わない。

ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は事業提案書の全部又は一部を無償で利用できる。

また、契約に至らなかった応募者の事業提案書については、本事業の公表以外には原則として使用しない。ただし、本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 20 号）に基づき、公開することができる。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出後の提出書類の追加・修正及び再提出は原則認めない。

カ 使用言語及び単位・時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 契約候補者の選定

(1) 選定審査会の設置

本事業における契約候補者の選定については、技術提案に基づいた「公募型プロポーザル方式」により行うものとし、「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）民間事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）を設置して審査する。

(2) 契約候補者の決定

本市は、選定審査会により、契約候補者を決定する。

ア 契約候補者の公表

本市が契約候補者を決定した場合は、審査の結果をホームページで公表する。

イ 審査結果の無効

提案資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が選定された場合には、その審査結果は、無効とする。

6 提示条件

(1) 契約の締結等

ア 契約手続き

本事業の契約手続きのフローは下図のとおりである。本市と契約候補者が基本協定を締結したのち、設計・工事監理業務を本市と設計・工事監理企業が委託契約を締結する。建設工事は、詳細設計の成果に基づき、工事の数量を確定した上で、本市と建設企業が請負契約を締結する。

事業期間中は、年度ごとに出来高に応じて設計変更し、支払いを行う。また、前払金及び中間前金払等については、委託契約書及び請負契約書により支払いを行う。

なお、本市は、契約手続きに際しては、応募条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、契約書の文言の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

契約内容の解釈について疑義が生じた場合には、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計・工事監理業務委託契約書または建設工事請負契約書に定める具体的な措置に従うこと。

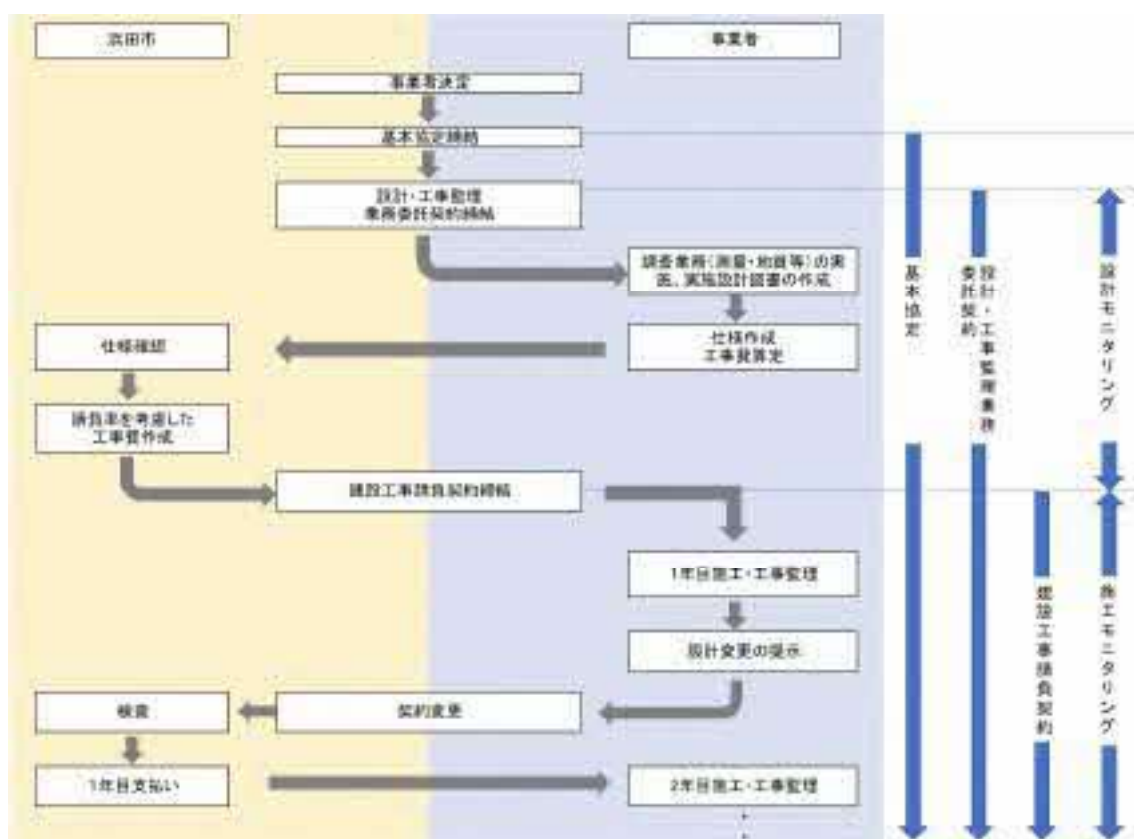


図 契約手続きのフロー

イ 契約の締結

本市は、契約候補者と募集要項等に基づき契約締結に関する協議を行い、令和 5 年 4 月頃に設計・工事監理業務の複数年一括契約を締結することを予定している。また、詳細設計の完成後、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額に対し、工事を行う建設企業との複数年一括契約を締結することを予定している。

ウ 違約金の支払い

契約候補者は、本市と基本協定書並びに設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約を締結しない場合、違約金として応募時に提案した設計・工事監理業務委託及び建設工事請負契約の合計の提案価格の 100 分の 10 に相当する金額を支払うこととする。

エ 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任ある履行について

事業者は、基本協定書、設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

2 本市と事業者の責任分担

本事業における責任分担の考え方は、本市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、調査・設計・建設工事の責任は、事業者が担う業務の範囲において、原則として事業者が責任を負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別紙1「リスク分担表（案）」に示すとおりとする。なお、詳細事項については、実施方針（案）等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、設計・工事監理業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）において提示する。

3 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、公募時に公表する要求水準書において提示する。

4 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、設計・工事監理業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）に従って責任を履行することとする。

契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、履行保証保険等による事業期間中の履行保証を行うこととする。なお、詳細については、募集要項等において提示する。

5 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）

本市は事業者が要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本事業の実施状況の確認は次の（1）から（3）までのとおりである。

(1) モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、設計・工事監理業務委託契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

ア 着手時（共通）

- (ア) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の着手前に設計・工事監理業務及び建設工事に関する工程表、業務計画書及び工事計画書を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の進捗状況を本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

イ 設計・工事監理業務

- (ア) 事業者は、必要に応じ資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、詳細設計の完了時にセルフモニタリングを実施後、設計・工事監理業務委託契約書及び要求水準書に定める図書を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、提出する設計図書は、本市の確認及び事業者と協議する相当な期間を設け、積算や工事施工等に支障のないものとする。

ウ 建設工事

- (ア) 事業者は、建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- (イ) 事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

(2) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングに係る費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(3) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者が実施する設計・工事監理業務及び建設工事の実施状況が設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。

第4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 協議方法に関する事項

契約内容の解釈について、本市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行う。

協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定、方法及び期間等、その他具体的措置については公募時に公表する設計・工事監理業務委託契約書及び建設工事請負契約書に規定する。

2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所浜田支部を第一審の専属所轄裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに契約の規定に従い次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の設計・工事監理及び建設工事の品質が要求水準書及び提案内容に基づき契約時に定められる水準を下回る場合、その他設計・工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。
- (イ) 事業者が当該期間内に是正をすることができなかったときは、本市は、契約を解除することができる。
- (ロ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は契約を解除することができる。
- (エ) 上記の規定により本市が契約を解除した場合、事業者は本市に生じる損害を賠償する。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。
- (イ) 上記の規定により事業者が契約を解除した場合、本市は事業者に生じる損害を賠償する。

(3) 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

(4) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難になった場合

契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うこと。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置に関する事項

本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。

2 税制上の措置に関する事項

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

第7 その他の事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、原則として、ホームページにおいて公表する。

2 本事業の事務局

公募及び契約に関する本事業の事務局は下記のとおりである。

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市上下水道部下水道課整備係

電話番号：0855-25-9641

FAX：0855-22-2628

電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.hamada.shimane.jp>

別紙１：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政リスク	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●
11		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
19	環境問題リスク	調査、設計、建設における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
20	物価変動リスク	物価変動に伴う費用の増減（一定範囲以内）		●
21		物価変動に伴う費用の増減（一定範囲を超える部分）	●	
22	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
23		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
24	不可抗力リスク	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設に係る費用の増加その他の損害	●	▲
25	募集・契約段階	公募関連書類の誤り	●	
26		募集費用リスク		●
27		資金調達リスク	本市が必要な資金の確保に関するもの	●
28			契約段階での資金調達の不調	●
29		契約締結リスク	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●
30			事業者事由による契約締結の遅延、締結不能	●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
31	測量・調査リスク		本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
32			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
33	設計リスク		本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
34			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
35	地下埋設物		予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
36	土地の瑕疵		土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
37	工事費用増大リスク		建材費や人件費等の上昇	▲	●
38			事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
39			提示条件の誤りや追加指示など、市の事由による費用の増大	●	
40	工期遅延リスク		本市の事由による工期の遅延	●	
41			事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
42	損害リスク		事業者の事由による工事目的物の損害		●
43			本市の事由による工事目的物の損害	●	
44	施工管理リスク		工事監理の不備によるもの		●
45	一般的損害リスク		設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

浜田市公共下水道
浜田処理区整備事業（第二工区）
要求水準書（案）

令和4年8月

浜田市

目 次

第 1 章 総則	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 用語の定義	1
第 2 章 一般事項	3
1 施工対象施設	3
2 事業の概要	4
第 3 章 基本条件	6
1 関係法令及び基準・仕様等	6
2 一般事項	9
3 契約不適合責任	20
第 4 章 本業務に関する要求水準	22
1 要求水準における基本的な考え方	22
2 基本的事項に関する要件	22
3 性能に関する要件	27
4 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）	29

第1章 総則

1 要求水準書の位置付け

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、浜田市（以下、「本市」という。）が、事業者を求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）であり、応募者の事業提案の前提条件や本市としての仕様を記載したものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）（以下、「本事業」という。）に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、本市は事業者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。本市によるモニタリングにより事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置を行うことがある。

なお、要求水準書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において遂行すること。

2 用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「応募者」とは、本事業の公募型プロポーザルに応募する設計・工事監理企業及び建設企業をいう。
- (2) 「設計・工事監理企業」とは、公共下水道の管渠等の設計・工事監理を行う企業をいう。
- (3) 「建設企業」とは、公共下水道の管渠等の建設工事を行う企業をいう。
- (4) 「提案書類」とは、本事業の公募型プロポーザルで応募者が提出する技術提案書類をいう。
- (5) 「契約候補者」とは、選定審査会による審査を経て、本市が決定した応募者をいう。
- (6) 「事業者」とは、本事業の契約を締結する者をいう。
- (7) 「DB方式」とは、本事業で採用する設計・施工の一括発注方式（Design Build）をいう。
- (8) 「年度」とは、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する1年をいう。
- (9) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関

の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

- (10)「提案上限価格」とは、基本設計をもとに本市が算出した本事業の事業費をいう。
- (11)「基本設計」とは、提案上限価格を算定するために本市が実施した設計をいう。
- (12)「詳細設計」とは、本事業で設計・工事監理企業が実施する、施工対象施設の詳細設計業務をいう。
- (13)「工事監理」とは、本事業で設計・工事監理企業が実施する施工対象施設の工事監理業務をいう。
- (14)「建設工事」とは、本事業で建設企業が実施する管渠等の工事をいう。
- (15)「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- (16)「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- (17)「確認」とは、事業者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを本市が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、本市は資料の修正若しくは追加資料の提出を求めることができる。
- (18)「承諾」とは、事業者が本市に対して書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、本市が書面により業務上の行為に同意することをいう。
なお、承諾は事業者の責任による設計・工事監理及び工事をあくまでも本市の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は、本市の同意なくして次の工程に進むことができない。
- (19)「指示」とは、本市が事業者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

第2章 一般事項

1 施工対象施設

本事業の施工対象施設の概要を表1に示す。また、施工対象施設の設計条件を表2に示す。

表 1 施工対象施設の概要

区分	工 種	数量	備考
土木構造物	開削工	約 8,443 m	φ75～φ150mm
	自然流下	約 8,357 m	
	圧送	約 86 m	
	推進工	約 2,058 m	φ150～φ250mm
	自然流下	約 2,058 m	
	圧送	0 m	
機械・電気設備	マンホールポンプ	2 基	設計のみ

表 2 施工対象施設（下水道）の設計条件

項目	詳細設計条件
管径、工法及び延長	開削工法 φ 75 ～ φ450 mm : 約 8,443m
	推進工法 φ150 ～ φ300 mm : 約 2,058m
特殊構造物	耐震設計：有 マンホール形式ポンプ場(2次製品)(2基)
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3 回程度
施工方法等の比較検討	有 a) 管路の掘削工法 b) 河川横断(3箇所)
耐震計算（応答変位）	有
耐震設計	レベル 1 地震動、レベル 1 及び 2 地震動
設計条件補正	有（下水道用設計標準歩掛表による）
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

2 事業の概要

(1) 事業の目的

本市では、汚水処理人口普及率が令和 2 年度末で 48.5%と島根県内で 2 番目に低く、早期に未普及解消を図る必要がある。

本事業では、DB 方式を導入することにより、事業者の優れた企画力・技術力を活用し、下水道未普及地域の早期解消と管渠等整備費のコスト縮減を目指すことを目的とする。

(2) 事業者選定方式

事業者の選定方法は、事業者の下水道整備に関する能力やコスト縮減及び事業の継続性・安定性等のノウハウや創意工夫を評価する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(3) 事業方式

本事業は、下水道の管路等の設計・工事監理業務及び建設工事を一括して行う DB 方式により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね表 3 のとおりとするが、事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能とする。

表 3 事業期間

時期	本事業の業務内容
令和 5 年 3 月頃	基本協定の締結
令和 5 年 4 月頃	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和 5 年 4 月頃	詳細設計の着手
令和 6 年 3 月頃※	詳細設計の完了 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃※	建設工事請負契約の締結 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 6 年 4 月頃～ 令和 10 年 3 月頃※	下水道の管渠等の建設工事、工事監理期間 ※時期は、提案内容に基づき協議により決定
令和 10 年 3 月頃	本事業の終了期限

(5) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、施工対象施設の設計・工事監理及び建設工事であり、その概要は、表 4 のとおりである。また、対象範囲の路線詳細は、貸与する図面等を参照すること。

表 4 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業 務	備 考
設計・ 工事監理 (委託)	調査業務	設計・施工に必要な場合は、測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等を行う。
	詳細設計業務	表 1 に示す施工対象施設の設計を行う（機械・電気設備工事を含む）。
	移設協議	設計・建設工事に必要な埋設管等の移設協議を実施する。
	関係機関協議	河川、鉄道などの管理者協議に必要な資料を作成し、協議を実施する。
	工事監理業務	表 1 に示す施工対象施設のうち、土木構造物の工事監理を行う。
	住民説明補助	設計に必要なます位置調査を実施し、地元住民への事業説明を行う。
	本事業に伴う各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な書類作成について、本市と協議の上、互いに協力し作成する。
	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務を実施する。
建設工事 (請負)	下水道工事（機械・電気設備工事を含まない）	表 1 に示す施工対象施設の工事を行う。
	近隣対応・対策業務	地元住民からの問い合わせ、苦情等に対応し、対策を講じる。
	関係機関協議	河川、鉄道などの管理者協議に必要な資料を作成し、協議を実施する。
	住民説明補助	地元住民への工事説明を行う。
	周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査対策に関する事前及び事後調査を行う。
	本事業に伴う各種申請等業務	各種申請等の手続きに必要な書類作成について、本市と協議の上、互いに協力し作成する。
	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務を実施する。

第3章 基本条件

1 関係法令及び基準・仕様等

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる関係法令等を遵守すること。

(1) 法令・条例等

- (ア) 下水道法
- (イ) 水道法
- (ウ) 水質汚濁防止法
- (エ) 道路法
- (オ) 道路交通法
- (カ) 河川法
- (キ) 建築基準法
- (ク) 都市計画法
- (ケ) 消防法
- (コ) 測量法
- (サ) 環境基本法
- (シ) 土壤汚染対策法
- (ス) 毒物及び劇物取締法
- (セ) 大気汚染防止法
- (ソ) 悪臭防止法
- (タ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (チ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ツ) 電気事業法
- (テ) 電気用品安全法
- (ト) 電気工事士法
- (ナ) 電気通信事業法
- (ニ) 有線電気通信法
- (ハ) 公衆電気通信法
- (ホ) ガス事業法
- (ヘ) 高圧ガス保安法
- (ニ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ヘ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ホ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (マ) ダイオキシン類対策特別措置法

- (ミ) 労働基準法
- (ム) 労働安全衛生法
- (メ) 労働者災害補償保険法
- (モ) 建設業法
- (マ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (ミ) 個人情報保護法
- (ド) 製造物責任法
- (リ) 条例等
 - a. 島根県環境基本条例
 - b. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
 - c. 浜田市公共下水道条例
 - d. 浜田市公共下水道条例施行規則
 - e. 浜田市下水道事業の施行に伴う損害補償要綱
 - f. 浜田市下水道事業公共ます設置要綱
 - g. 浜田市公共下水道事業に係る私道内排水管敷設事業実施要綱
- (ロ) その他関連法令、条例等

(2) 要綱・基準等

- (ア) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (イ) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (ロ) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (エ) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (オ) 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- (カ) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (キ) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (ク) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (ケ) トンネル標準示方書・同解説（土木学会）
- (コ) 水理公式集（土木学会）
- (ク) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (シ) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (ス) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (セ) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (ソ) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (タ) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (チ) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (ツ) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）

- (フ) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (ト) 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- (チ) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- (ニ) 日本工業規格（JIS）
- (ハ) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- (ホ) 土木 CAD 製図基準（土木学会）
- (ヘ) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- (ニ) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (ヒ) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (フ) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領（案）解説書（日本下水道事業団）
- (ヘ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (ホ) 島根県公共工事共通仕様書
- (マ) 島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (シ) その他関連要綱、基準及びマニュアル等

(3) 各許可申請・届出等

本事業に関連する関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは、表 5 のとおりである。本市が定める時期までに、事業者は必要な資料を作成し、本市又は表 5 の関係機関へ提出すること。

また、事業者は、関係機関へ提出した書類の写しを本市へ提出すること。

表 5 各種届出等一覧

区分	申請・届出の名称	提出先
道路	占用許可申請	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所浜田 国道維持出張所 島根県浜田県土整備事務所維持管理部管理課 浜田市都市建設部維持管理課
	道路使用許可申請	浜田警察署
鉄道	近接協議	JR 西日本
河川	占用許可申請	島根県浜田県土整備事務所維持管理部管理課
法定外道路・ 水路	普通河川道路等形状 変更及び占用許可申 請	浜田市都市建設部維持管理課

2 一般事項

(1) 設計業務

① 業務の対象

設計・工事監理企業は、要求水準書に規定した要求水準又は同等以上の要求水準を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。

② 業務の範囲

設計・工事監理企業は、設計業務の遂行にあたり、本市と協議の上進めるものとし、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。また、本市に対し設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。本市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。本市が設計内容に関する説明を行う場合、本市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

③ 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として設計・工事監理企業の負担とする。

④ 中立性の保持

設計・工事監理企業は、中立性を保持しなければならない。

⑤ 公益確保の責務

設計・工事監理企業は、業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

⑥ 適用基準

本業務を行うにあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。

なお、いずれも設計時点において最新版を用いるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

⑦ 設計業務体制

募集要項に示した提案資格要件を満たしていること。

⑧ 各種調査、作業内容

各種調査と作業内容は、「下水道管渠設計要領（浜田市下水道課）」（以下、本市設計要領）を参照のこと。

⑨ 参考資料の貸与

本市は、本事業に必要な関係資料等を所定の手続きにより、貸与する。

⑩ 詳細設計図書の作成

設計成果品の仕様、図面、各種計算及び数量計算作成要領は、「本市設計要領」を参照のこと。

⑪ 照査

設計・工事監理企業は、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計図書に誤りがないよう照査を実施すること。

⑫ 照査体制

設計・工事監理企業は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

⑬ 照査内容

設計・工事監理企業は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 基本設計の確認内容について
- 2) 比較検討の方法及びその内容について
- 3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- 4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等）について
- 5) 計算書と設計図の整合性について

⑭ 手続書類の提出

設計・工事監理企業は、設計業務の実施に際し、以下の書類を本市に提出し確認を得るものとする。

【業務着手時】

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 設計業務に係る管理技術者等通知書（経歴書等を添付のこと）
- (4) 職務分担表
- (5) 業務計画書
- (6) 物品借用書

【業務完了時】

- (1) 業務完了届
- (2) 成果品納品書

⑮ 設計図書の提出

設計・工事監理企業は、本市の確認を受けた後、以下の設計図書を本市に紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R または DVD-R）で2部提出する。

【設計図書】

- (1) 設計図面
 - ・ 位置図 縮尺 1/10,000～1/30,000 白焼き（A3版）

- ・ 系統図 縮尺 1/2,000～1/3,000 〃
- ・ 施設平面図 縮尺 1/300～1/500 以上 〃
- ・ 詳細平面図 縮尺 1/100～1/300 〃
- ・ 縦断面図 縮尺 縦1/100, 横1/300～1/500 〃
- ・ 横断面図 縮尺 1/50～1/100 〃
- ・ 構造図 縮尺 1/10～1/100 〃
- ・ 仮設図 縮尺 1/10～1/100 〃

(2) 流量計算書 A4版

(3) 構造計算書(耐震設計計算書を含む) A4版又はA3版

(4) 数量計算書 A4版

(5) 設計書(金入り、金抜き) 〃

(6) 報告書 〃

(7) 特記仕様書 〃

(8) 打合せ議事録 〃

(9) 設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

(10) 上記の電子成果品

⑯ 完成検査等

出来形検査及び完成検査は、以下に基づき実施すること。

【出来形検査】

(1) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、施工対象施設の設計の出来形に関する資料を作成し、本市に提出すること。

(2) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、前項の資料を対象とした出来形検査を受けること。

【完成検査】

(1) 設計・工事監理企業は、施工対象施設の完成検査の要件を満たす設計の業務完了届を本市に提出すること。

(ア) 要求水準書等に表示されるすべての業務が完成し、成果品を納入していること。

(イ) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を本市と締結していること。

(2) 設計・工事監理企業は、施工対象施設の設計の成果品の検査を受けること。

⑰ 留意事項

(1) 各種届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は本市に確認した上で、本市が定める時期までに設計・工事監理企業が提出すること。

(2) 建設企業との緊密な連携

設計段階から、建設企業と綿密な協議打合せを行い、より良い設計策定と円滑な工事着手に努めること。

(3) 会計検査院実地検査対応の支援

本事業は交付金事業であることから、設計・工事監理企業は本市の要求する書類を所定の時期までに本市に提出し、会計検査院実地検査対応の支援を行うこと。

(4) その他

設計業務に関する近隣対策・苦情対応及び本事業を実施する上で必要な関連業務については、設計・工事監理企業が責任をもって対応すること。

(2) 工事監理業務

① 業務の対象

設計・工事監理企業は、自ら設計した内容に基づき、管路等の工事監理を行うものとする。

② 業務の範囲

- 1) 設計・工事監理企業は、表 6 及び表 7 に示す業務内容を自己の責任において実施するものとする。
- 2) 工事の遂行にあたり必要となる工事説明会、準備調査（家屋等事前調査）などの近隣住民との対応・調整については、本市との協議の上で行うものとする。
- 3) 設計・工事監理企業は、当初及び変更に伴う工種ごとの工事費積算内訳書を作成し、本市に提出すること。なお、書式等については、本市と協議して定めるものとするが、積算内訳書の作成にあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を参考とし、すべて見積時点での最新版を適用すること。なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合、別途、本市と協議の上、適否について決定すること。

表 6 工事監理業務内容一覧（１）

業務項目	業務内容	備考
１．業務着手手続	着手手続	本市、設計・工事監理企業
２．共通業務	(1) 三者協議	本市、設計・工事監理企業、建設企業
	(2) 設計図書の確認	本市、設計・工事監理企業、建設企業
	(3) 工事内容・工程の確認	建設企業が旬報又は月報提出
	(4) 定例及び臨時会議	
	(5) 出来形の確認・出来形検査の立会	主要工種毎及び出来形時
	(6) 工事完了の確認・竣工検査の立会	
	(7) 工事関係書類の確認	建設企業が作成提出
	(8) 設計図書（当初・変更・精算）の作成	設計・工事監理企業
	(9) 各種届出・申請書の作成	設計・工事監理企業、建設企業
	(10) 地元説明会（個別訪問）の開催	必要に応じて本市も参加する。
３．仮設工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 施工（変位量の変化、推移等）の確認	建設企業が作成提出
	(3) 残置鋼材の確認	建設企業が作成提出
	(4) 濁水処理水質、排水先の確認	建設企業が作成提出
	(5) 検尺、床付けの立会い、確認	建設企業が作成提出
４．土工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 掘削工事の確認	
	(3) 埋戻し、盛土工事の確認	
	(4) 水替方法（地下水、地盤変位）の確認	
	(5) 残土処分、処分先の確認	
	(6) 基礎の出来形の立会、確認	建設企業が作成提出
５．管布設工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 管布設の確認	
	(3) マンホール位置の確認	
	(4) 出来形の立会、確認	建設企業が作成提出

表 7 工事監理業務内容一覧（２）

業務項目	業務内容	備 考
6. 推進工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 立坑位置の立会・確認	
	(3) 推進管理(寸法、規格、測量・推力)の確認	建設企業が作成提出
	(4) 注入管理の確認	建設企業が作成提出
	(5) 残土処分、処分先の確認	建設企業が作成提出
	(6) 出来形の立会、確認	建設企業が作成提出
7. 薬液注入工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 注入材の数量、ゲルタイム、P-Q 管理曲線の確認	建設企業が作成提出
	(3) 周辺環境の pH 管理の確認	建設企業が作成提出
	(4) 削孔長の確認	
	(5) 地盤改良効果の立会、確認	
8. 付帯工事	(1) 施工計画書の確認	建設企業が作成提出
	(2) 殻処分、処分先の確認	建設企業が作成提出
	(3) 支障物撤去、再設置の確認	建設企業が作成提出
	(4) 出来形の立会、確認	建設企業が作成提出
9. 業務完了手続	完了手続	本市、設計・工事監理企業

③ 中立性の保持

設計・工事監理企業は、中立性を保持しなければならない。

④ 適用基準

本業務を行うにあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。

なお、いずれも工事監理時点において最新版を用いるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

⑤ 工事監理業務体制

募集要項に示した提案資格要件を満たしていること。

⑥ 手続書類の提出

設計・工事監理企業は、工事監理業務の実施に際し、以下の書類を本市に提出し確認を得るものとする。

【業務着手時】

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施計画書

(4) 工事監理に係る管理技術者等通知書（経歴書等を添付のこと）

(5) 緊急連絡体制

【施工時】

(1) 業務記録誌

(2) 工事監理業務報告書

【業務完了時】

(1) 業務完了届

⑦ 完成検査等

出来形検査及び完成検査は、以下に基づき実施すること。

【出来形検査】

(1) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、建設企業が工事の出来形検査を受けた工種に対し、工事監理業務報告書等の出来形に関する資料を作成し、本市に提出すること。

(2) 設計・工事監理企業は、部分払いの請求を行う場合、前項の資料を対象とした出来形検査を受けること。

【完成検査】

(1) 設計・工事監理企業は、建設企業が完成検査の要件を満たした工事完成届に基づき、実施した工事監理業務の業務完了届を本市に提出すること。

(ア) 工事監理仕様書等に表示されるすべての業務が完成していること。

(イ) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を本市と締結していること。

(2) 設計・工事監理企業は、建設企業が提出した工事完成届に基づき実施した工事監理の業務内容等の検査を受けること。

(3) 建設工事

① 建設工事の対象

建設企業は、設計・工事監理企業が設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

② 建設工事の範囲

(1) 建設企業は、工事を自己の責任において実施するものとする。

(2) 建設工事にあたり、必要となる工事説明会などの近隣住民との対応・調整については、本市と協議の上、行うものとする。

(3) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、建設企業が自己の責任において行うものとする。

(4) 建設工事に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については建設企業の負担とする。建設企業は、本市と協議の上、工事着手前

に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、本市に提出するものとする。

- (5) 建設企業は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事を実施するものとする。
- (6) 建設企業は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- (7) 建設企業は、本市に対し、現場代理人等を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、本市は、工事の進捗状況及び内容について、随時建設企業に確認できるものとする。
- (8) 建設企業は、近接するその他の工事との調整を率先して行い、円滑に工事を実施すること。
- (9) 建設企業は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、本市へ報告すること。
- (10) 公共ますは、本市の承諾書類の確認及び関係者との立会後に設置すること。

③ 適用基準

建設工事を行うにあたっては、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。

なお、いずれも工事施工時点において最新版を用いるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

④ 施工体制

募集要項に示した提案資格要件を満たしていること。

⑤ 工事関係書類の提出

【着工時】

- (1) 工事着手届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人及び主任（監理）技術者等届（資格者証等を添付のこと）
- (4) 建設業退職金共済制度証紙購入確認書等
- (5) 建設労災補償共済等加入確認書
- (6) 労働保険加入確認書
- (7) 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）

【施工中】

- (1) 各種試験結果報告書
- (2) 各種出荷証明
- (3) 工事履行報告書

【完成時】

- (1) 工事完成届
- (2) 完成図書（出来形管理図表、品質管理図表等）

- (3) 工事写真（着工前及び完成写真、施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真、安全管理写真）
- (4) 完成写真（着工前及び完成写真）
- (5) 各種検査試験成績書
- (6) 紙マニフェスト方式による D 票及び E 票（写し）又は電子マニフェスト方式による電子媒体、受渡確認票等
- (7) 竣工図（工事完成図一式）

注記）

- ・ その他、法令等に基づき必要とする書類や本市が必要とする書類の提出を求めることがある。
- ・ 工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請、手続き書類は、本市と協議の上、互いに協力し作成する。

⑥ 完成検査等

中間検査、出来形検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

【中間検査】

建設工事の完成後では検査が著しく困難である場合は建設工事の途中に検査を実施することができる。

【出来形検査】

島根県公共工事共通仕様書に記載のとおりである。

管理基準値は、島根県土木工事施工管理基準（出来形管理基準）による。

【完成検査】

島根県公共工事共通仕様書に記載のとおりである。

⑦ 作業日及び作業時間について

- (1) 工事は、原則昼間作業とすること。
- (2) 夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に工事を実施する場合は、本市と事前に協議すること。

⑧ 工事の周知について

工事着手前に必ず施工方法等について、地元住民及び関係機関に説明すること。

⑨ 施工中の安全確保及び環境保全について

- (1) 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。
- (2) 工事中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に安全に留意して現場管理を行うこと。

- (3) 本事業箇所は、住宅が多く生活環境を保全する必要があるので、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
- (4) 建設工事の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。

⑩ 安全対策等について

- (1) 保育園及び小・中学校の通学路等になっている路線を工事する際には、事前に関係機関と協議し、安全確保に努めること。
- (2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること。
- (3) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項については、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行うこと。
- (4) 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、建設企業の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、本事業の工事により処理場・ポンプ場等の運転管理に支障を生じさせた場合は、本市に復旧計画書を提出し、その承諾を得た上で、建設企業の負担により速やかに復旧すること。
- (5) 安全教育及び安全訓練等を月 1 回以上実施し、その記録を書類等で整備すること。また、新規入場者には現場状況を反映した安全教育を行うこと。

⑪ 災害時の安全確保について

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、第一報を速やかに本市に報告し、その経緯を当日中に本市に報告すること。

⑫ 保険

建設企業は、工事を適正に遂行するにあたり、各種保険等に参加した場合は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを本市に提出すること。

⑬ 近隣対策

- (1) 建設企業は、自己の責任において、近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- (2) 施工方法、工程計画は工事に際し、影響がある近隣及び関係機関等に対し事前に周知すること。
- (3) 建設企業は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告すること。

⑭ 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。

⑮ 環境物品等の調達の推進について

建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めること。但し、要求水準書において示されたものは除く。

⑯ 情報セキュリティ対策について

建設企業は、建設工事を行うために必要なパソコン等の情報機器を使用するにあたり、情報セキュリティ対策を実施すること。

⑰ 工程管理及び施工管理

(1) 建設企業は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、本市に報告すること。当該報告を踏まえ、本市が行う進捗状況の確認に協力すること。

(2) 建設企業は、施工対象施設が詳細設計図書に適合するように工事を実施し、本市に対して建設工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での状況の説明を行うこと。

(3) 建設企業は、本市に工事の進捗状況を毎月報告すること。

⑱ 施工図等の提出

建設企業は、必要に応じて仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、建設工事の各段階の実施前に設計・工事監理企業に提出して確認を受けること。また、その写しを本市に提出すること。

⑲ 検査対応

建設企業は、工事を完成したときは、その旨を本市に通知し、本市は、速やかに検査を行うものとする。

建設企業は、本市の検査に合格したときは、本市の指示に従い、施工対象施設の引渡しを行う。

⑳ その他

(1) 「建設リサイクル法」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずること。

(2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度の加入について配慮すること。

(3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。

3 契約不適合責任

検査終了後、設計・工事監理企業は設計図書を、建設企業は施工対象施設を本市に対して引き渡しを行う。この場合の契約不適合責任の内容・条件は次のとおりとする。

なお、請負契約か委託契約かを問わず、いずれかの契約の契約不適合により損害が生じたと認められるものの、いずれの契約に係る契約不適合によるものであるかが明らかでない場合においては、設計・工事監理企業、建設企業の双方が当該損害に係る損害賠償責任を負うものとする。また、このような場合においては、代表企業は、速やかに且つ適法に契約不適合の状態を解消する義務を負うものとし、これに要する費用及び賠償責任の内部的な分担についても、その責任をもってこれを解決する義務を負うものとする。

加えて、設計・工事監理企業、建設企業は、それぞれ本項目に記載する責任のほか、基本協定及び契約に定める債務不履行責任を負う。

(1) 設計の契約不適合責任

- ① 設計・工事監理企業は、各年度の出来形検査後、部分引渡しを受けた詳細設計図書に係る契約不適合については、契約不適合責任期間を原則3年（故意又は重大な過失が認められる場合は10年）とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。
- ② 要求水準書、詳細設計図書及び提案書等に記載した施設の性能及び機能は、すべて設計・工事監理企業の責任において保証し、これを満足しない場合には、契約不適合責任を負うものとする。
- ③ 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、設計・工事監理企業の責任において速やかに改善すること。
- ④ 各年度の詳細設計時に提出する詳細設計図書に対して、本市がこれを確認したことをもって設計・工事監理企業の設計の契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

(2) 施工の契約不適合責任

- ① 建設企業は、各年度の出来形検査後、部分引渡しを受けた下水道工事の目的物である管路等の基本的性能に関する契約不適合については、契約不適合責任期間を原則10年とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。
- ② 路面本復旧の契約不適合責任期間は、各年度の出来形検査後、原則2年（故意又は重大な過失が認められる場合は10年）とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。但し、路面仮復旧で部分引渡しをした場合は、路面本復旧着手時までを契約不適合責任期間とし、建設企業が維持管理を行うものとする。
- ③ 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設企業の責任において速やかに改善すること。
- ④ 本市が確認、説明、報告を受けたことによって、建設企業は施工に起因する契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

(3) 契約不適合の判定・補修

- ① 契約不適合の判定に要する経費は、事業者の負担とする。
- ② 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする。

第4章 本業務に関する要求水準

1 要求水準における基本的な考え方

本事業における要求水準の考え方は、以下のとおりとする。

基本的事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計・工事監理業務、建設工事を実施するものとする。一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し、設計を行い、工事監理・建設工事を行うものとし、原則、提案に基づく内容については、設計変更の対象とはしない。但し、現場条件等の変化に伴う合理的な変更については、変更の差異に応じた合理的な調整を行うものとする。

2 基本的事項に関する要件

(1) 一般事項

- ① 建設工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に本市と協議の上、実施すること。
- ② 建設工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。
- ③ 管路施設の建設工事に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、建設企業が実施すること。
- ④ 公害・事故防止、地震などに配慮した安全設計を行うこと。
- ⑤ 建設企業は、工事着手前に道路交通法第77条第1項に規定する道路使用許可を受け、その写し及び許可条件等を本市へ提出するとともに、関係機関（消防、交通機関等）と連絡調整を図らなければならない。

(2) 事前調査

- ① 事業者は、建設工事を進める上で、必要に応じて測量調査、地下埋設物調査等の事前調査を実施すること。
- ② 事業者において、各種調査を実施する際には、「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」に準拠して実施すること。

(3) 設計及び工事監理業務

- ① 本業務における計画汚水量は、表 8 のとおりである。

表 8 計画汚水量及び汚水量原単位

処理区名	計画時間最大汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	全体計画面積 (ha)	汚水量原単位 ($\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$)
浜田処理区	3,240	140.00	0.00027

- ② 排水すべき区域に対する計画汚水量に対し、必要流下能力を算定する場合の汚水管渠の余裕は、計画汚水量の 100%以上の余裕率を見込んだ上で、且つ最小管径で設定すること。
- ③ 本管の自然流下方式の場合の最小管径は 150mm とすること。
- ④ 本管の圧送方式の場合の最小口径は 75mm を標準とすること。
- ⑤ 管路の計画、設計は、「本市設計要領」に準拠すること。
- ⑥ 管路施設における耐震設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に準拠するものとし、管路施設を「重要な幹線等」と「その他管路」に区分する。本市における「重要な幹線等」は、以下に示すものを基本とし、それ以外を「その他管路」とする。
- (ア) ポンプ場、処理場に直結する幹線管路（排水面積を 20ha 以上受け持つ管路）
- (イ) 河川・軌道を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路
- (ウ) 被災時に重要な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路に埋設されている管路
- (エ) 防災拠点や避難所又は地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水を受ける管路
- ⑦ 二次製品の利用に際しては、日本下水道協会規格（公益社団法人 日本下水道協会）又は建設技術審査証明（一般財団法人 日本建設情報総合センター）を受けた資材を利用するものとし、いずれも適切な防食、防護等の劣化対策を講ずること。
- ⑧ 管路工事で使用する材料において、日本下水道協会規格と同等以上の品質を有する材料を使用する場合は、材料の試験成績書等及び製造工場の認定証明書を提出すること。工事用資機材の保管については、日本下水道協会の規定による保管方法とする。
- ⑨ 資料収集を通じて得た個人情報とは、「浜田市個人情報保護条例」による適切な管理・処理を行うこと。
- ⑩ 建設工事で発生する建設発生土は、掘削後、発生土の利用が可能か目視又は

土質試験により確認し、埋戻しの適否を本市と協議し、管路埋戻土として再利用することを基本とする。なお、再利用できない場合は、場外搬出とする。

- ⑪ 地下埋設物調査については、本市が提示した資料に加え、設計・工事監理企業が追加に必要な資料収集（最新版の確認、竣工資料の入手等）及び現地調査を必ず行った上で設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計を行うこと。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、本市と協議した上で、本市が要求する資料を速やかに提示すること。
- ⑫ 河川及び鉄道軌道の近接施工については、必要な協議資料を準備の上、速やかに近接施工に関する関係機関協議を行うこと。
- ⑬ 工事監理業務は、設計業務を通し、本市の考え方を理解した上で現場への対応を行うこと。
- ⑭ 受注時又は変更時において、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、「閉庁日」という。）を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後閉庁日を除き 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【問い合わせ先】

〒107-6114

東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号赤坂パークビル 14 階

一般社団法人日本建設情報総合センター（JACIC）

コリンズ・テクリスセンター テクリス担当

TEL：03-3505-2981、FAX：03-3505-2966

(4) 建設工事

- ① 建設工事は、建設企業の責任により実施すること。従って建設企業は、経験と技術、施工能力を十分に駆使することは勿論、作業の安全を守ることについても、十分な配慮をしなければならない。

なお、建設工事に際し、第三者に及ぼした損害や地下埋設物等の損傷、道路交通等に支障を与えた場合は、事業者の責において解決するものとする。

- ② 建設工事にあたり使用する工法、施工設備、材料等で特許等を有する場合は、その使用に係る責任は建設企業で解決しなければならないものとする。
 - ③ 建設工事の一部を他の者に請け負わす場合には、施工体系図を作成し、下請負人決定後速やかに設計・工事監理企業に提出しなければならない。
 - ④ 事業者は本市の雇用の場を確保するため、下請負人については市内業者を使用すること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、県内業者を優先すること。なお、適切に施工できる県内業者がいない特殊な工事でやむを得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面で提出のうえ監督職員の確認を受けること。
 - ⑤ 下請契約の請負代金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請契約後速やかにその写しを設計・工事監理企業に提出しなければならない。また、施工体系図には、元請並びにすべての下請契約について、工事内容、事業者、工期、主任技術者の氏名等を記載すること。
 - ⑥ 施工体制台帳及び施工体系図については、下請負人となる警備会社も記載すること。
 - ⑦ 主任技術者又は監理技術者については、施工上生じるトラブルの処理ができる者を常駐させること。
 - ⑧ 交通誘導員については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は条件変更等に伴い交通誘導員の区分、員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して設計・工事監理企業と協議するものとする。また、交通誘導員の配置についても、設計・工事監理企業と十分打合せの上決定し、交通誘導員にも工事の内容を把握させ、適切な交通誘導をさせること。また、現場配置の交通誘導員には、常時明確に視認出来る箇所に顔写真入りの名札を表示すること。
 - ⑨ 交通誘導員 A を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を設計・工事監理企業に提出するものとする。交通誘導員 B を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するものとする。
- なお、交通誘導員 A、交通誘導員 B とは、表 9 のものをいう。

表 9 交通誘導員

名称	内容
交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員。
交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの。

- ⑩ 施工に際し、ひび割れ・漏水等が生じた場合は、建設企業が責任を持って解決すること。また、被害者との折衝・和解などは、建設企業が行うこと。
- ⑪ 住民の日常生活に著しい支障をきたす被害が生じた場合は、建設企業が応急処置を行うこと。
- ⑫ 建設工事に起因して道路付属構造物が変状した場合は、修復を行うこと。なお、避け難い事由により変状が発生した場合は、建設工事にて設計変更を行う。
- ⑬ 沿線家屋の外壁及び塀等については、島根県用地調査等業務共通仕様書等に基づく家屋等事前調査（外観調査・写真撮影等）を行うこと。
- ⑭ 事前に井戸の有無を確認してから着手すること。井戸が有る場合については、地下水位の高さ・水質等の調査をし、建設工事による影響の有無を検討した上で着手すること。
- ⑮ 路面復旧は、道路管理者と協議の上、工事を実施すること。
- ⑯ 原則、交通開放は加熱合材等による舗装を行うこと。
- ⑰ 原則、路面本復旧は、管路施設等の施工後 1 ヶ月を目途に工事を実施するものとする。また、路面本復旧着手時までの維持管理は、建設企業が行うものとする。
- ⑱ 写真管理については、島根県土木工事施工管理基準（写真管理基準）による。
- ⑲ 建設工事において、施工条件の変更又は本市が変更の必要があると認める事態が生じた場合は、設計図書の変更又は施工内容の追加（又は削除）等の設計変更を行う。
- ⑳ 設計変更が伴う協議については、あらかじめ工事打合簿等の書面にて発議の上、変更内容を協議により決定するものとする。なお、書面によらない事項については、原則として、設計変更の対象としない。
- ㉑ 品質管理については、島根県土木工事施工管理基準（品質管理基準）による。
- ㉒ 建設工事に使用するコンクリート工場の選考にあたっては、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（マル適マーク取得工場）を選考すること。
- ㉓ 受注時又は変更時において、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下「閉庁日」という。）を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉

庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。変更時と工事完成時の間が 10 日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。なお、登録業務に係る一切の費用は請負代金に含まれるため、設計変更の対象としない。

【問い合わせ先】

〒107-6114

東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号赤坂パークビル 14 階

一般社団法人日本建設情報総合センター（JACIC）

コリンズ・テクリスセンター テクリス担当

TEL：03-3505-2981、FAX：03-3505-2966

3 性能に関する要件

(1) 管路施設等

ア 設計業務

- ① 管路施設は、「4-2. 基本的事項に関する要件」に示す流下機能を満足し、関係機関との占用協議が整うことを前提に、提示した基本設計を変更しても良い。
- ② 管路施設の設計を行う際には、「下水道クイックプロジェクト（国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究室）」等に表示された整備手法を十分活用し、地域特性を考慮した維持管理性に十分配慮した上で、施工性、経済性に優位な計画とすること。
- ③ 管渠の送水方式は、自然流下方式を標準とするが、圧送及び圧力方式の適用については経済性と維持管理性を総合的に考慮し決定すること。
- ④ 管路施設の占用位置は、原則公道下とする。
- ⑤ 管路の会合箇所、段差箇所、管径が変化する箇所には、原則マンホールを設置することとし、維持管理が可能であることを前提に、マンホール間隔は最大で75m（人孔中心間延長）を標準とする。
- ⑥ マンホールの設置は、住居の出入り、車両の通行等に支障のないよう、十分配慮すること。
- ⑦ 管路施設施工に伴い既設構造物を撤去、移設する際には、関係機関の承諾を得られる施工方法とすること。
- ⑧ 管路施設の基礎形式は、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を遵守することを前提に、原則自由とする。但し、地盤の性状、残置物、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を採用すること。

- ⑨ 管路施設築造に伴い多様な建設副産物が生じるため、産業廃棄物の処理方法については、詳細設計において、本市の承諾を得ること。
- ⑩ 管路施設の機能、能力は、すべて事業者の責任により確保すること。
- ⑪ 土留め工法の選考基準、掘削幅は、「本市設計要領」に準拠するものとし、これに寄り難い場合は本市と協議して決定すること。
- ⑫ 仮設工に関しては、土留壁設置による周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない計画とすること。但し、同等の性能を有する工法が複数ある場合は経済面を考慮すること。
- ⑬ ポンプ施設を設置する場合、その規模は排水すべき区域に対する計画時間最大汚水量とする。
- ⑭ ポンプ施設の形式は、原則、除じん設備がなく組立式マンホールの中に水中汚水ポンプを2 台設置したマンホールポンプとする。
- ⑮ ポンプ施設の自動通報・監視装置は、通信方式を LTE 方式とし、インターネットを利用したパソコン、スマートフォン等で監視・遠隔操作が行えるものとする。
- ⑯ 本事業範囲の下流側の第一工区の詳細設計を本事業と併行して実施するため、第一工区との工区境（浜田駅前付近）について、安全かつ、効率的に管渠とマンホールの施工ができるよう、下流側の第一工区の設計・工事監理企業と協議を行い、位置、施工方法・時期等の整合を図ること。

イ 工事施工

- ① 管路の施工方法のうち、推進工法を採用する場合は、「下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）」及び「本市設計要領」に準拠し、推進工事技士を配置すること。
- ② 建設副産物・建設発生土等の処理については、積算上最も安価な施設を選定することになるが、建設企業は、県登録施設から搬出先施設を自由に選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、設計・工事監理企業に提出しなければならない。なお、建設企業の選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

4 本市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）

本市は事業者が要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本事業の実施状況の確認は次の（1）から（2）までのとおりである。

（1）モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、設計・工事監理業務委託契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

ア 着手時（共通）

- （ア）事業者は、設計・工事監理業務及び建設工事の着手前に設計・工事監理業務及び建設工事に関する工程表、業務計画書及び工事計画書を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- （イ）設計・工事監理業務及び建設工事の進捗状況について、事業者は、本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

イ 設計・工事監理業務

- （ア）事業者は、必要に応じ資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- （イ）事業者は、詳細設計の完了時にセルフモニタリングを実施後、設計・工事監理業務委託契約書及び要求水準書に定める図書を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、提出する設計図書は、本市の確認及び事業者と協議する相当な期間を設け、積算や工事施工等に支障のないものとする。

ウ 建設工事

- （ア）事業者は建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- （イ）事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

(2) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者が実施する設計・工事監理業務及び建設工事の実施状況が設計・工事監理業務委託契約書、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。